

古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画

2020年度（令和2年度）

古賀市

はじめに

市民一人ひとりの人権が真に尊重され、市民が共に生き、共に支え合う「いのち輝くまちづくり」の実現は、全市民共通の願いであり、古賀市がめざす目標でもあります。

この目標達成に向け、本市においては、1995（平成7）年に「すべての市民の人権が等しく保障されるために必要な教育・啓発等の活動の充実強化に一層の努力を行うことを確認し、人権擁護古賀町（市）とする」とした『「人権擁護古賀町（当時）」宣言に関する決議』が議会の全会一致で可決されました。2001（平成13）年には、「人権教育のための国連10年古賀市行動計画」を策定し、計画に掲げた諸課題の解決に向けて教育・啓発活動の取組を進めてきました。

そして、2007（平成19）年には、新たな人権施策の構築に取り組み、行政全部局の連携の下、人権施策の見直しを図り、市民と行政が一体となって施策を展開していく必要があると記した「古賀市人権施策基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定しました。また同年度から「基本指針」に基づき、人権尊重社会の形成に向けて、あらゆる機会、あらゆる場を通して人権施策を総合的に推進してきました。

しかし一方では、今日に至ってもなお、部落差別をはじめとした、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等への人権侵害事象は後を絶たず、差別の規制・救済に係る法整備が求められているとともに、それらの人権課題の解決は、国民一人ひとりの課題でもあります。特に近年の情報化・国際化の進展などによる社会情勢の変化に伴い、インターネットなど、さまざまな情報メディアにおける差別情報の氾濫や個人情報の流出などといった新たな課題も発生しているとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する未成年者が、犯罪に巻き込まれる事件なども急激に増加してきています。

さらには、2019（令和元）年末に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界規模で感染者、医療従事者及びその家族に対する誹謗（ひぼう）中傷やいじめ、差別的な対応などの深刻な人権侵害が起きています。また、感染症対策による“自粛”意識の浸透と実践は、結果的に経済活動の縮減をもたらし、同感染症に起因する非正規労働者の雇い止めや解雇、就職内定者の内定取消しなどといった新たな社会問題も出現させてしまいました。

本市においてはこれまでも、さまざまな人権課題の解決に向け、一步一步着実に施策に取り組んでまいりましたが、「基本指針」の策定以降は、毎年度この指針に基づいて「実施計画」を定め、これまで以上に人権の視点を強く意識した各種事業に取り組んできました。

しかし、今なお残された諸問題がさまざまな場面において存在しており、今後も引き続き、「実施計画」に基づき実施した事業の実績を検証、分析しながら、さらなる改善を重ね、市民一人ひとりの人権が守られる社会の実現をめざしてまいります。

古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画

— 目 次 —

1	実施計画策定の背景	1
2	2019（平成31・令和元）年度の実施計画の評価について	2
3	2020（令和2）年度の実施計画について	3
4	古賀市人権施策体系表	4
5	2020（令和2）年度の実施計画の方向性	10
6	2020（令和2）年度の実施事業一覧	11
7	実施計画シート	13
8	政策体系図	87
9	参考資料	
	・ 答申書	
	・ 古賀市人権施策審議会 委員名簿	

1. 実施計画策定の背景

第2次世界大戦後の1948（昭和23）年国際連合は、世界の諸国が尊重すべき「人権」の内容を明確にした『世界人権宣言』を採択し、採択された日である12月10日を「人権デー」と定めたことで、以降、世界各地でさまざまな人権活動を推進するための諸行事が取り組まれてきました。

また、2015（平成27）年9月、国連総会は、2030（令和12）年までに国際社会が一丸となって達成すべき目標を採択しました。「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する文書の前文には、「誰一人取り残さない」という言葉が謳（うた）われています。人権の保障が以前にも増して重要な国際課題となっている現在、SDGs（エスディーズ：持続可能な開発目標）によって「すべての人々の人権を実現」という目標が示されたことは、極めて画期的なことです。このような世界的な人権尊重の機運を更に高めていくためには、ここで示された目標を達成するための具体的施策を実行することであり、私たち一人ひとりの理解と行動にかかっているとと言えます。

日本国内においては、我が国固有の人権問題である同和問題を解決するため、1965（昭和40）年の同和对策審議会答申をふまえ、1969（昭和44）年に制定された同和对策事業特別措置法の施行により、同和地区の環境改善を始め、教育、就労などの格差解消に向けた施策が集中的に取り組みられました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備はおおむね完了するなど、着実に成果をあげ、さまざまな面で存在していた格差は大きく改善されるとともに、残された課題の解決を図るため、法律の名称を変えつつ進められた同和问题解決のための特別措置は、2度にわたり延長されてきた「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効によって終了し、一般対策の中で取り組まれることとなりました。その後は、人権教育・啓発の重要性が改めて認識されるとともに、人権侵害救済の在り方などについて議論がなされるようになりました。

また、高度情報化社会の進展に伴う新たな人権侵害事象として、インターネットの匿名性を悪用した差別書き込みや誹謗（ひぼう）中傷、個人情報暴露等が氾濫するなど、新たな社会問題も発生してきました。このような状況の変化等を背景として、2016（平成28）年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、同年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、同年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が、立て続けに施行され、個別の人権課題解消に向けた法整備が飛躍的に進みました。特に、部落差別解消推進法は、法律名に部落差別という言葉が入った初の恒久法であり、今日においてもなお部落差別が存在していることを認めるとともに、部落差別は許されないものであることを明確にしました。これにより、相談体制の充実や教育・啓発の推進、部落差別の実態に係る調査の実施など、国及び地方公共団体の責務を明らかにした上で、それぞれが連携して具体的な施策を講ずるよう明記されま

した。

更に2019（令和元）年5月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法・アイヌ新法）」も施行されました。

しかし、法務省人権擁護機関による「平成31年及び令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）」によると、新規に救済手続開始を行った件数が15,420件で、対前年度比で19.1%減少しているものの、インターネット上の人権侵犯情報に関する事件数は、1,985件と、2017（平成29）年に次いで過去2番目に多い件数を記録しています。また、セクシュアル・ハラスメントに関する件数は445件で、対前年比で8.5%の増加傾向を示しています。学校におけるいじめに関する件数も2,944件で、全事件数の19.1%を占めており、事態は決して楽観視できるものではありません。

2016（平成28）年2月、大手通販サイトを通じて「部落地名総鑑の原典」というサブタイトルをつけ予約受付を開始した『全国部落調査』復刻版の出版に関する差別事件については、その出版差止めとインターネットからの掲載削除、及び損害賠償を求める裁判が続けられています。また、この出版社のブログでは、新たに「部落探訪」と題して全国の被差別部落を回り、住宅や個人宅の表札、車のナンバー、商店、墓碑などを写真や動画で撮影し、住所とともにネットで公開するという、決して許されない行為を続けています。

このような人権に関する現状及び実態を十分認識し、引き続き全庁的に人権施策を推進していくため、本実施計画を策定しました。

2. 2019（平成31・令和元）年度の実施計画の評価について

2019（平成31・令和元）年度においては、前年度に引き続き個別の人権問題を、同和問題を始め女性の人権問題、子どもの人権問題など、10項目に分類した上で、それぞれの人権課題を解決していくことを念頭において、全庁的に事業展開を図りました。

部落差別解消推進法が施行され、福岡県においても「部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されたことを踏まえて、本市では1996（平成8）年に制定した「古賀市同和問題等の早期解決に関する条例」を全体的に見直し、「古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」と改めて施行しました。

また、性的マイノリティの当事者や事実婚の関係にある人など、誰もがその人らしく生活できるよう、多様な二人の関係性を支援する取組として、2020（令和2）年4月運用開始に向け、「古賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の制度設計を行いました。

子どもを守る取組としては、古賀市福祉事務所（サンコスモ古賀）内に、子育て世代包括支援センターを開設しました。これにより、妊娠期から乳幼児期までの子育てに関する支援を切れ目なく、ワンストップで行うことが可能となり、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供、運用することができるようになりました。あわせて、教育施策として、子どもの居場所である千鳥児童センター内

に学習室を整備したことで、同センターの利用者が増加につながり、本来の児童厚生施設としての子どもの「学びの場」としての機能の整備・充実ができました。

高齢者の人権を守る取組としては、引き続き市内小中学校での「認知症サポーター養成講座」を実施し、サポーター数は延べ9,702人まで拡大することができました。また、高齢者への虐待、権利擁護、介護（予防）などに関する総合相談窓口機能を有した「地域包括支援センター」の周知活動を強化したことで、市民の認知度の高まりと併せて相談件数も増加し、高齢者やその家族が抱えるさまざまな悩み等の解決につなげることができました。

障がい者の人権を守る取組としては、障がい者の雇用促進を図るため、引き続き職場体験の機会を提供したことで、事業所への就労につなげることができました。

これらの成果や課題等を十分踏まえた上で、2020（令和2）年度の施策に取り組んでいきます。

3. 2020（令和2）年度の実施計画について

2020（令和2）年度の実施計画を策定するに当たり、昨年度の全事業の見直しを行いました。2020（令和2）年度は、56の基本事業による実施計画（案）を取りまとめました。

保健福祉部では、2017（平成29）年度から経済的な暮らしのお困りごとなどの相談を受け付け、関係機関と連携を図りながら、世帯が抱える課題に応じた支援事業を行っていましたが、今年度から新たな事業シートとして、「生活困窮者自立支援事業」を加えました。

市民部では、性的マイノリティや事実婚をはじめとする多様性を認め合い、誰もがその人らしい生き方を支援する取組として、「性的マイノリティ支援事業」を追加しました。

これにより、前述の事業も含め、新規事業が2、継続事業が54という構成の実施計画（案）となりました。

2020（令和2）年度に実施する各事業については、13ページ以降の「実施計画シート」に記載された「成果・評価・課題」を十分ふまえ、当初予算に基づいて、「方向性」及び「計画」を定めて実施することとしておりましたが、2019（令和元）年末に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、やむを得ず年度当初の計画どおり実施できていない事業が、本年5月末現在、事業全体の20パーセント程度あることを確認しております。

今後、新型コロナウイルス感染症が収束に向かうのかどうか、効果的な治療薬ができていない状況では楽観視できる状況ではありませんが、多くの国民の努力と協力により、急激な感染の拡大は抑えられると期待しています。

このような状況の中で、古賀市における本計画に掲げた各事業については、当初の計画どおりには実施できないまでも、「新しい生活様式」も含めた感染拡大防止策を徹底し、市民の安全を第一に考えた上で、時期や内容、規模等を見直す創意工夫を凝らしながら、検討・実施してまいります。

4. 古賀市人権施策体系表

古賀市人権施策基本指針では、個別の人権問題として、同和問題を始め女性の人権問題、子どもの人権問題など、10項目に分類しています。

これらの人権問題は、それぞれの人権問題に固有の課題があると同時に、深層で強く結びついています。そのため、人権施策を実施するに当たっては、それぞれ個々の課題解決のみならず、一つの課題が他の課題と複雑に絡み合っているという認識のもとで、総合的かつ全庁的に取り組む必要があります。

こうしたことから、「古賀市人権施策体系表」を定め、体系的かつ計画的に人権施策を推進していきます。

項番	個別の人権問題（分類）
1	同和問題
2	女性の人権問題
3	子どもの人権問題
4	高齢者の人権問題
5	障がい者の人権問題
6	外国人の人権問題
7	H I V感染者などに関する人権問題
8	インターネットによる人権問題
9	東日本大震災が提起した人権問題
10	さまざまな人権問題

古賀市人権施策体系表

	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
1. 同和問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例 (H. 7) ○ 古賀市「同和」問題等の早期解決に関する条例 (H. 9) ○ 古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例 (R. 2) ○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(H. 12) ○ 部落差別の解消の推進に関する法律(H. 28) ○ 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例(H31. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市役所への同和地区照会差別事件 ○ インターネットのサイトにおいて、差別を扇動するような書き込み ○ 部落地名総鑑の復刻版販売差し止め ○ 同和関係団体を名乗り不当な要求をする。 =「えせ同和行為」 ○ 部落差別解消推進法を踏まえた自治体での条例化の動き
	施策の目的・方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育・啓発の大きな柱として同和教育・啓発を位置付け取組を進める。 ○ すべての行政職員が同和問題の解決は行政の責務であることを再認識し、主体性を持って市民への説明責任を果たしながら施策を推進する。(古賀市職員同和問題研修テキスト作成 H30. 9) ○ 同和教育が抽象的な人権一般教育に終始することにならないよう、その取組について点検・評価を行う。 ○ インターネット上の書き込みについては、法務局・県・関係団体と情報を共有するとともに、悪質なものに対しては削除依頼等行う。 ○ 福岡県及び県内外の自治体の条例を参考とし、本市における部落差別解消推進法の具体化について検討する。 		
2. 女性の 人権問題	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女雇用機会均等法(S. 61) ○ 男女共同参画社会基本法(H. 11) ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(H. 13) ○ 福岡県男女共同参画推進条例(H. 13) ○ 古賀市男女平等をめざす基本条例(H. 16) ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(H. 28) ○ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (H. 30) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ モラルハラスメント ○ パワーハラスメント →パワハラ等防止対策の義務化のため、労働施策総合推進法改正 (R. 2) ○ セクシャルハラスメント ○ マタニティーハラスメント ○ パートナー等からの暴力 ○ 性犯罪 ○ ストーカー行為
施策の目的・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画(H29. 3)に沿った事業を推進する。 ○ 女性の人権を踏みにじるセクハラ、DV、ストーカー行為等の防止のため、職場や地域における啓発の取組強化に努める。 ○ 相談機能の充実を図り、被害者の保護に万全を期すため関係機関との連携を密にするよう努める。 ○ 教育や就労の場において、男女共同参画の理念が根付くよう教育・啓発に努める。 		

古賀市人権施策体系表

	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
3. 子どもの人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉法(S. 22) ○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(H. 11) ○ 児童虐待の防止等に関する法律(H. 12) ○ 青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律。(H. 20) ○ いじめ防止対策推進法(H. 25) ○ 子どもの貧困対策の推進に関する法律(H. 25) ○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(H. 28) ○ 古賀市子ども・子育て支援条例(H. 31) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童買春、児童ポルノ等の氾濫 ○ 学校におけるいじめ ○ 家庭内における暴力 ○ 児童虐待 →児童虐待防止のため、児童福祉法と児童虐待の防止に関する法律の改正（R. 元） ○ 子どもの貧困問題 →子どもの貧困対策の推進に関する法律改正（子どもの貧困対策会議）（R. 元） ○ 子ども食堂
	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古賀市子ども・子育て支援条例及び古賀市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どものすこやかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備する。 ○ 『古賀町（市）「同和」保育基本方針』の精神を踏襲し、「人権を大切に作る心を育てる」保育をさらに推進する。 ○ いじめの撲滅に向けた諸施策の展開を図る。 ○ 「児童虐待の防止等に関する法律」の意義を人権教育・啓発の場などを通して広めるとともに、関係機関と連携し、未然防止に努める ○ 子どもの貧困対策推進法に基づく「古賀市子どもの未来応援プラン」の具体化に取り組む。 	
4. 高齢者の人権問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人福祉法(S. 38) ○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(S. 46) ○ 高齢社会対策基本法(H. 7) ○ 介護保険法(H. 12) ○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(H. 18) ○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(H. 28) ○ 成年後見制度適正化法（R. 元） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者への虐待 ○ 認知症高齢者の増加 ○ 孤独死の増加 ○ 振り込め詐欺被害の増加 ○ 高齢運転者の交通事故の多発 ○ 道路交通法の改正成立 （75歳以上の高齢者の安全対策・違反者への実車運転試験義務化など） ○ 認知症施策推進大綱（R. 元）
	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき施策の推進を図る。 ○ 高齢者への虐待の早期発見と防止を趣旨とする啓発の取組を推進する。 ○ 認知症高齢者の早期発見と予防を趣旨とする啓発の取組を推進する。 ○ 高齢者の人権侵害の問題を解決するため、社会全体で支援していくシステムの構築を図る。 ○ 民生委員、福祉委員などとの連携を強化し、高齢者の状況把握に努める。 	

古賀市人権施策体系表

	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
5. 障 が い 者 の 人 権 問 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者福祉法(S. 24) ○ 知的障害者福祉法(S. 35) ○ 障害者基本法(H. 5) ○ 古賀市障害者施策推進協議会設置条例(H. 11) ○ 発達障害者支援法(H. 17) ○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律(H. 24) ○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(H. 28) ○ 障害者読書環境推進法（R. 元） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等における障がい者への虐待 ○ 障がい者への差別発言 ○ 障がい者への暴言や嫌がらせ(ハラスメント) ○ 合理的配慮の不提供 ○ 相模原障害者施設（県立津久井やまゆり園）殺傷事件 ○ 行政機関による障がい者雇用者数の不適正計上
	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「古賀市障害者基本計画」に基づき施策の推進を図る。 ○ 障がい者への差別や偏見の解消に向けて、より実効性のある教育・啓発に努める。 ○ 公共施設等の整備にあたっては、バリアフリー化を促進するなどユニバーサルデザインの考え方を積極的に導入する。 	
6. 外 国 人 の 人 権 問 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(H. 28) =「ヘイトスピーチ解消法」 ○ 学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針(福岡県 H. 11) ○ 日本語教育の推進に関する法律（R. 元） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在日コリアンへの差別事象 ○ 外国籍を理由とした社会的排除行為 ○ 在日コリアンに対する差別を扇動する内容のビラのポスティング ○ ヘイトスピーチによる人権侵害
	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人の人権問題に関する相談機能や人権侵害救済について他の自治体や関係機関と連携を図り取り組む。 ○ 多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進など諸施策の展開を進める。 ○ すべての市民の生命・身体・財産を守るため、外国人にもわかりやすく公共施設等への誘導ができるよう表示等のあり方について研究する。 ○ 在日外国人の日常生活における制度上のさまざまな課題を解決するため調査・研究に努める。 ○ 「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」に基づく教育活動に努める。 ○ 在日コリアンなどに対する差別の現状を踏まえ、より一層の人権教育・啓発に取り組む。 	

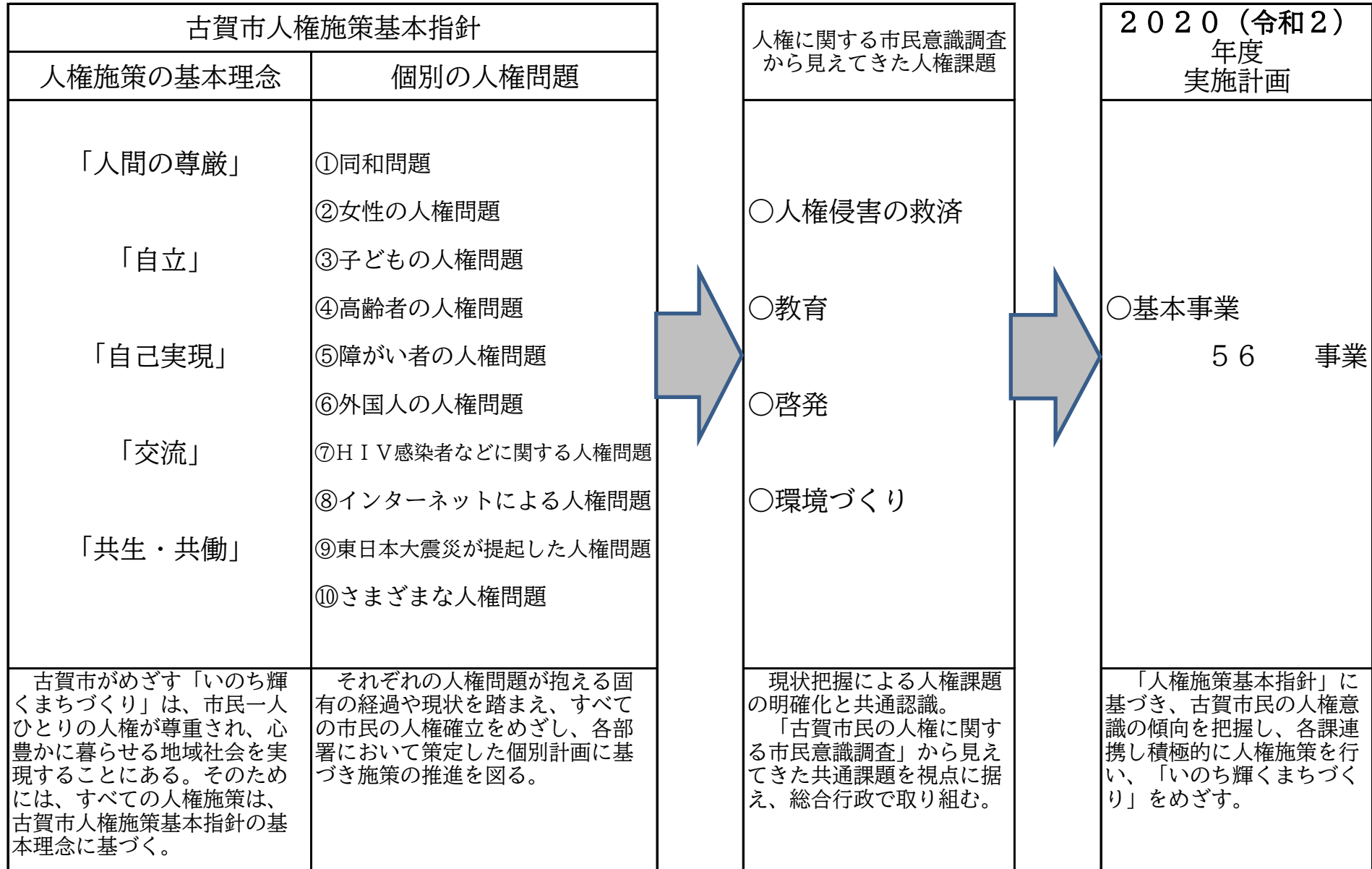
古賀市人権施策体系表

	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
7. H I V 関 染 者 な ど に 関 連 す る 人 権 問 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(H.11) ○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(H.21) ○ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(H.24) ○ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(R.元) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入店や宿泊などの拒否行為 ○ ハンセン病患者に対する国の隔離政策は憲法違反とした熊本地裁判決 ○ ハンセン病患者の裁判を隔離先の療養所などで行った「特別法廷」について、憲法違反であるとして最高裁が元患者に謝罪 ○ コロナウイルス感染症によって発生した諸問題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者、医療従事者とその家族への人権侵害 ・ 外国人に対する来店拒否等 ・ 同感染症に起因する解雇・雇止め件数の急増(52,508人・9月4日現在集計分・見込み含む) ・ うち非正規雇用労働者数23,759人)
施策の目的・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 偏見や差別の解消は行政の責務であるとの認識の下、啓発や広報活動に取り組む。 ○ H I V等に関する正しい知識の普及を図る。 ○ 新型コロナウイルス感染症により発生した人権問題に対し、関係機関と連携の上で問題解決を図る。 		
8. イ ン タ ー ネ ッ ト に よ る 人 権 問 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(H.13) ○ 人権教育・啓発に関する基本計画(法務省・文部科学省 H.14 閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネット掲示板や携帯電話メール等での特定の個人や集団を誹謗中傷による人権侵害事象や、差別を助長する表現、有害な情報等の掲載 ○ 少年被疑者の実名・顔写真の掲載
施策の目的・方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについて正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努める。 ○ インターネットにおける人権侵害に対して、法務局や警察等との連携を強化し、問題解決を図る。 		

古賀市人権施策体系表

	主な根拠法令等	最近の社会事象等（法改正等）
9. 東 提 起 本 し 大 た 震 災 が 人 権 が 問 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法(S. 36) ○ 被災者生活再建支援法 (H. 10) ○ 東日本大震災復興基本法(H. 23) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原発事故に伴う風評被害 ○ 避難者に対する差別発言、暴言、嫌がらせ ○ 被災地で生産された農産物等の不買行動
	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間の「絆」を大切に作る心を、学校教育や生涯学習、あらゆる啓発の場を通して培い、いのち輝くまちづくりに生かします。 ○ 風評による人権侵害は、被災地の人々だけの問題ではなく、私たち自身の問題だという認識を共有するための教育・啓発に努める。 ○ 東日本大震災の教訓を風化させないよう、これからも、教育・啓発の教材として取り組む。 	
10. さ ま ざ ま な 人 権 問 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法(S. 25) ○ ストーカー行為等の規制等に関する法律(H. 12) ○ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(H. 14) ○ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(H. 16) ○ 犯罪被害者等基本法(H. 17) ○ 自殺対策基本法(H. 18) ○ 生活困窮者自立支援法(H. 25) ○ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(R. 1) ○ 古賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(R. 2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 違法な手段による戸籍等の不正請求取得 ○ 「同性パートナーシップ条例」等を策定する自治体の動き ○ 「8050問題」と表現される中高年の引きこもり問題が、今後の重要な社会問題と認識されてきている。 ○ 「8050問題」一括対応のための社会福祉法改正 ○ 国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に関して取り組み始めた自治体が現れてきた。 ○ 被害者等の実名報道の可否についての議論（東日本大震災・豪雨災害・京都アニメーション事件等） ○ 同性パートナー損害賠償請求訴訟 ○ 同性パートナー犯罪被害者給付金請求訴訟 ○ プロバイダー責任制限法総務省検討会（電話番号の開示検討） ○ 性的指向暴露禁止条例の制定検討
	施策の目的・方向性	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権侵害救済法の実現に向け、関係団体等と連携し取組を進める。 ○ 職員への人権研修をさらに充実させ、人権意識の向上を図るとともに、確かな人権感覚を身につけ、さまざまな人権課題解決に向けて、先導的役割を果たせる資質を養う。 ○ 性的少数者の人権問題について、教育・啓発活動を推進し、社会的な解決につなげていく。 ○ 「古賀市のいのち支える自殺対策計画」(H. 31)の具体化により、心の健康を支え自殺を予防する。 ○ 中高年の引きこもりや障がい者の親亡き後の生活の問題について、効果的な相談・支援の取組や周知方法について調査・研究する。 ○ 国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標(SDGs)」について職員の認識を深め、施策への反映について研究する。 ○ 古賀市パートナーシップ宣誓制度の運用開始に伴い、制度の周知、普及及び啓発を図る。 	

2020（令和2）年度 実施計画の方向性



2019(令和元)→2020(令和2)年度 実施事業一覧表

ページ	政策体系図	基本事業	所管部・課				個別の人権課題										人権課題			
			2019年度 平成31・令和元年度		2020年度 令和2年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	人権 侵害の救 済	教育	啓発	環境 づくり
			同和 問題	女性	子ども	高齢 者	障が い者	外国 人	HIV 感染 者等	イン ター ネット	東日 本大 震災	さま ざま								
13	1-1-3-2	農業者育成事業	建設産業部	農林振興課	建設産業部	農林振興課		○												○
14	2-1-2-3	し尿処理事業	市民部	環境課(海津木苑)	市民部	環境課(海津木苑)	○										○	○		
15	3-1-1-2	外国語教育促進事業	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課	○		○			○						○		
17	3-1-1-3	小学校学力向上事業	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課	○		○			○						○		○
18	3-1-1-4	中学校学力向上事業	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課	○		○			○						○		○
19	3-1-2-4	児童生徒安全確保事業	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課	○		○											○
20	3-1-2-5	児童生徒生活環境改善事業	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課			○											○
21	3-1-2-6	不登校児童生徒学校生活適応支援事業	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課			○									○		○
23	3-1-2-7	小学校運営管理事務	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課	○		○			○						○		○
24	3-1-2-8	中学校運営管理事務	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課	○		○			○						○		○
25	3-1-2-11	小学校心の相談事業	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課			○											○
26	3-1-2-12	中学校心の相談事業	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課			○											○
27	3-1-2-15	小学校学習環境づくり支援事業	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課			○											○
28	3-1-2-16	中学校学習環境づくり支援事業	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課			○											○
29	3-1-2-19	進学支援事業	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課			○									○		
30	3-1-6-1	特別支援教育事業	教育部	学校教育課	教育部	学校教育課			○		○									○
31	3-2-1-1	社会教育推進事業	教育部	生涯学習推進課	教育部	生涯学習推進課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
32	3-2-3-1	家庭・地域教育支援事業	教育部	生涯学習推進課	教育部	生涯学習推進課					○							○	○	
33	3-3-1-2	青少年健全育成啓発事業	教育部	青少年育成課	教育部	青少年育成課			○									○	○	
35	3-3-1-6	子ども居場所づくり事業	教育部	青少年育成課	教育部	青少年育成課			○									○	○	
36	3-3-1-8	青少年相談事業	教育部	青少年育成課	教育部	青少年育成課			○									○		
37	3-3-1-9	青少年活動支援事業	教育部	青少年育成課	教育部	青少年育成課			○									○	○	
38	3-3-1-10	青少年活動推進事業	保健福祉部	隣保館	保健福祉部	隣保館	○		○									○	○	
39	5-3-2-1	交通安全施設整備事業	建設産業部	建設課	建設産業部	建設課			○	○	○									○
40	6-3-1-1	妊娠期保健事業	保健福祉部	子育て支援課	保健福祉部	子育て支援課		○	○			○								○
41	6-4-1-1	子ども発達支援事業	保健福祉部	子育て支援課	保健福祉部	子育て支援課			○		○							○		
43	6-4-1-2	子育て支援事業	保健福祉部	子育て支援課	保健福祉部	子育て支援課			○									○		○
44	6-4-1-4	乳幼児親子交流推進事業	保健福祉部	青少年育成課	保健福祉部	青少年育成課			○									○	○	

2019(令和元)→2020(令和2)年度 実施事業一覧表

ページ	政策体系図	基本事業	所管部・課				個別の人権課題										人権課題			
			2019年度 平成31・令和元年度		2020年度 令和2年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	人権 侵害の救 済	教育	啓発	環境 づくり
			同和 問題	女性	子ど も	高齢 者	障が い者	外国 人	HIV 感染 者等	イン ター ネット	東日 本大 震災	さま ざま								
45	6-4-1-6	子育て家庭訪問事業	保健福祉部	子育て支援課	保健福祉部	子育て支援課			○											○
46	6-4-1-8	育児力向上事業	保健福祉部	子育て支援課	保健福祉部	子育て支援課		○	○										○	
47	6-4-2-1	保育所地域活動推進事業	保健福祉部	子育て支援課	保健福祉部	子育て支援課			○											○
48	6-4-3-1	ひとり親家庭等自立支援事業	保健福祉部	子育て支援課	保健福祉部	子育て支援課		○	○										○	○
49	6-4-4-1	児童権利擁護事業	保健福祉部	子育て支援課	保健福祉部	子育て支援課		○	○										○	○
51	6-5-1-4	高齢者社会参画支援事業	保健福祉部	介護支援課	保健福祉部	介護支援課				○										○
53	6-5-2-1	高齢者包括支援事業	保健福祉部	介護支援課	保健福祉部	介護支援課				○									○	
54	6-5-2-3	高齢者在宅生活支援事業	保健福祉部	介護支援課	保健福祉部	介護支援課				○									○	
56	6-6-1-3	障害者相談支援事業	保健福祉部	福祉課	保健福祉部	福祉課				○									○	○
57	6-6-2-3	障害者社会参加支援事業	保健福祉部	福祉課	保健福祉部	福祉課				○									○	○
58	6-7-1-1	生活相談事業	保健福祉部	隣保館	保健福祉部	隣保館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
変更 変更	60	6-7-2-1	就労支援事業	建設産業部	商工政策課	建設産業部	商工政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
	59	6-7-2-1	就労支援事業	保健福祉部	隣保館	保健福祉部	隣保館	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
	61	6-7-2-2	学童保育所保育事業	教育部	学校教育課	教育部	青少年育成課			○										○
新規	62	6-7-3-2	生活困窮者自立支援事業	保健福祉部	福祉課	保健福祉部	福祉課												○	○
	63	6-7-4-1	心の健康づくり啓発事業	保健福祉部	予防健診課	保健福祉部	予防健診課												○	○
	64	7-1-1-2	人権団体活動支援事業	市民部	人権センター	市民部	人権センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	66	7-1-1-5	隣保事業推進事業	保健福祉部	隣保館	保健福祉部	隣保館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	67	7-1-1-7	人権相談事業	市民部	人権センター	市民部	人権センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	68	7-1-2-1	人権教育・啓発事業	市民部	人権センター	市民部	人権センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	71	7-1-2-1	人権教育・啓発事業	保健福祉部	隣保館	保健福祉部	隣保館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	74	7-1-2-1	人権教育・啓発事業(企業向け)	建設産業部	商工政策課	建設産業部	商工政策課	○	○			○	○						○	○
	75	7-1-2-1	人権教育・啓発事業(市内事業者向け)	建設産業部	商工政策課	建設産業部	建設課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新規	76	7-1-2-10	性的マイノリティ支援事業			市民部	人権センター												○	○
	77	7-2-1-1	男女共同参画啓発事業	総務部	コミュニティ推進課	市民部	人権センター		○											○
	79	7-2-2-1	男女共同参画推進事業	総務部	コミュニティ推進課	市民部	人権センター		○										○	○
	80	7-2-3-1	DV対策事業	保健福祉部	子育て支援課	保健福祉部	子育て支援課		○										○	○
	81	7-2-4-1	女性の活躍推進支援事業	総務部	コミュニティ推進課	市民部	人権センター		○										○	○
	82	7-4-2-1	広報事業	総務部	経営企画課	総務部	経営戦略課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	83	7-4-2-2	広聴事業	総務部	経営企画課	総務部	経営戦略課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	84	7-5-2-9	人材育成事務	総務部	人事課	総務部	人事秘書課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	86	7-5-11-14	住民情報管理事務	市民部	市民国保課	市民部	市民国保課	○	○	○	○								○	

部	担当課
建設産業部	農林振興課

個別の人権問題	2				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	1	1	3	2	農業者育成事業	17
個別計画						
基本事業の概要	女性農業者を対象に研修会等を実施し、経営能力の向上、経営参画促進を図ることにより、女性の人権を大切にするこで経営主体の一員であるという意識の向上を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 女性農業者育成事業					

【2019(平成31・令和元)年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性農業者協議会会議開催：7回 視察や市民向け農業体験事業の計画を中心に協議会を開催した。 ○ 農業体験事業の開催 全5回 								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加組数</td> <td>10</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>20</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>市民から参加者を募り、種まきから収穫までの一連の農作業を体験してもらい、女性農業者が技術指導を行うとともに、女性農業者間においても相互に技術や知識の習得に努めることで、農業経営への参画の推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業委員会女性委員登用推進シンポジウムへの参加 活力と魅力ある農業・農村づくりに女性の力を活かし、また、農業委員会において女性が参画することでの効果についての発表があり、女性参画の必要性を考える機会の場を提供した。 		平成30年度	平成31年度	参加組数	10	23	参加人数	20
	平成30年度	平成31年度							
参加組数	10	23							
参加人数	20	58							
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業体験事業については、企画、立案から運営までを概ね女性農業者において実施することができ、今後の農業経営に参画していく中で大きな自信となるものと思われる。また、参加者の中には女性が多く、女性農業者をとりまく状況や課題を理解してもらえた。また、昨年度より参加者数も多く好評であった。 ○ シンポジウム参加については、女性が農業委員として登用されている農業委員会とされていない農業委員会で、女性が登用されている農業委員会のほうが活発に活動が行われているなどの事例発表があり、さまざまな場所での女性参画の必要性をあらためて認識できた。 								
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取組については非常に有意義なものであると考えるが、取り組みの中心となる女性の固定化や高齢化もすすんでいるため、今後の参加者について検討していく必要がある。 								

【2020(令和2)年度の事業計画】

方向性	○ 女性農業者の経営能力の向上、経営参画促進を図ることにより、経営主体の一員であるという意識の向上を図るとともに、女性を含めた新規就農者の発掘に向けて取り組む。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業体験事業の継続 ○ シンポジウム等への参加

部	担当課
市民部	海津木苑

個別の人権問題	1・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	2	1	2	3	し尿処理事業	22
個別計画	古賀市人権施策基本方針					
基本事業の概要	市民を対象に、旧し尿処理施設撤去課題を踏まえ、し尿処理施設やそこで働く人、施設周辺地域に対する差別や偏見を無くすとともに、施設の重要性や必要性等について理解認識を高めるため、啓発・研修事業を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 し尿処理情報発信事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ まつり古賀におけるパネル等の展示。（施設啓発）		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
		来場人数	約400	約500	約350	
	○ 食の祭典におけるパネル等の展示。（施設啓発）		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
		来場人数	約550	約550	約600	
	○ ししぶ交流センター・公民館におけるパネル展示等。（処理工程、設置経緯、排育等）					
	○ 市内小・中学校新任・転任管理職を対象とした研修。		平成29年度	平成30年度	平成31年度	※ 平成31年度研修該当者なし。
		参加人数	4	10	0	
	○ 古賀市新規採用職員施設研修。		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
		参加人数	15	27	28	
	○ 海津木苑関係職員の施設に関わる課題解決に向けた研修。		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
		参加人数	2	2	2	
	○ 古賀市内外団体等を対象とした施設研修の受け入れ。		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
		参加人数	160	203	130	
	○ 市内8小学校、新宮町立小学校4年生を対象とした施設学習・見学（参加人数）。		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
		市内8小学校	594	566	611	
	新宮東小学校	132	129	123		
	新宮北小学校	130	139	175		
○ 古賀市まちづくり出前講座の実施。		平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	開催数	4	3	3		
	参加人数	114	82	142		
○ 施設啓発物品（平成31年度は「定規」）の作製：1,350本						

事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市広報紙（5月号・1月号）において「出前講座」や「施設啓発」のお知らせ記事の掲載を行ったことにより、出前講座の参加者が昨年度より増加した。参加者からのアンケート結果についても、ほぼ全員から「理解できた」との回答であった。 ○ まつり古賀や食の祭典などのイベント時に施設啓発ブースなどを設け、し尿処理施設は重要かつ必要な施設であることや、排泄の大切さを効果的に発信することができた。 ○ 市内の児童・生徒を対象に「トイレに関するアンケート」を実施したところ、中学校において、排泄についてのイメージが前回調査よりプラス傾向になったことは、これまでの排育の成果の一つと言える。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出前講座参加者からのアンケート結果については、おおむね好評でしたが、「内容が盛りだくさん過ぎるので、もっとポイントをしばったほうがいい」等の意見もあることから、出前講座等の内容を検証しつつ、さらに充実を図る必要がある。 ● 今年度は、児童・生徒を対象にした「トイレに関するアンケート」を実施して、集約まで行うことができたので、その結果を反映させた啓発資料を作成し、効果的に活用できる体制を整える必要がある。
-------------	---

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ し尿処理情報発信事業として継続し、新・旧し尿処理施設の撤去受入に関わる課題解決へ向けた啓発を実施していく。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食の祭典における施設見学の実施。 ○ まつり古賀・食の祭典をはじめ公共施設における施設啓発パネル展示等。（処理工程・設置経過・排育等） ○ 海津木苑出前講座の実施。 ○ 学校関係職員の施設研修受け入れ。 ○ 古賀市新規採用職員施設研修受け入れ。 ○ 市内8小学校の4年生へ「ゲストティーチャー」として職員を派遣。し尿処理学習の支援の実施。 ○ 施設啓発定規の作製・配布。 ○ 古賀市新規採用職員施設研修受け入れ。 ○ 市広報紙「ヒューマンライツ」に海津木苑施設啓発を掲載。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	3	1	1	2	外国語教育促進事業	28
個別計画						
基本事業の概要	市内小・中学校児童生徒を対象にA L Tを活用した外国語教育を実施することで、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもつ人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 外国語教育促進事業					
	2 英会話体験学習事業（夏休み英会話教室事業）					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 国際化の進展に対応する教育の充実を図るために、A L Tを活用した英語による実践的コミュニケーション力の育成に努めた。</p> <p>1. 中学生に対するティームティーチング授業：3中学校において月～金の間で実施</p> <p>2. 小学生に対するティームティーチング授業：8小学校において月～金の間で実施</p> <p>3. 英会話教室：夏季休業中に8日間実施</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加人数(延)</td> <td>626</td> <td>541</td> <td>423</td> </tr> <tr> <td>希望者数(実)</td> <td>227</td> <td>198</td> <td>197</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成31年度から、1・2年生は2日コースを4回 3～6年生は3日コースを2回</p> <p>○ 外国語活動・外国語科小中連携研修会を市教育委員会主催研修会に位置付け、外国語教育担当教員やA L T等を対象に1回実施した。</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加人数(延)	626	541	423	希望者数(実)	227	198
	平成29年度	平成30年度	平成31年度									
参加人数(延)	626	541	423									
希望者数(実)	227	198	197									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ A L T3名を各中学校区に配置。小・中学校で継続して英語に触れることで、言語や生活習慣及び文化の違いを認め合う心を育むことができた。</p> <p>○ 授業はもちろん授業以外や英会話教室においても、A L Tとのあいさつや会話を交わすところからコミュニケーション力を育むことができた。</p> <p>○ 令和2年度の外国語科（小学校5, 6年生）・外国語活動（小学校3, 4年生）の完全実施に向け、大学教授・准教授による小学校教員英語力・指導力向上研修等を実施し学校への支援を図った。</p>											
	<p>【課題】</p> <p>● 外国語科・外国語活動の完全実施に向け、さらなる教員とA L Tの連携が必要になる。</p>											

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	<p>○ 多文化共生社会の実現を見据え、児童生徒の英語によるコミュニケーション力を向上させるため、教職員やA L Tの研修等さらなる充実を図る。</p> <p>○ 外国語科・外国語活動の完全実施に向けた支援を行う。</p>
計画	<p>○ 楽しい英語学習や英会話教室を通じ、国際化への関心を高め、言語や生活習慣及び文化の違いを認め合う心を育む。</p> <p>○ 外国語教育のさらなる充実を図るため、教員とA L Tが連携し合って授業改善を図ることができるよう、研修会を実施する。</p>

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ - ^ジ
	3	1	1	3	小学校学力向上事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内小学校を対象に学習支援アシスタントの派遣を行うことで、全ての児童の学力の保障を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 小学校学習支援事業（学習支援アシスタント事業）					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 市内小学校に学習支援アシスタントの派遣を行った。											
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援アシスタント派遣 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8校登録人数</td> <td>106</td> <td>293</td> <td>329</td> </tr> <tr> <td>派遣回数</td> <td>1,260</td> <td>1,664</td> <td>1,441</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成30年度から、ゲストティーチャーを学習支援アシスタントに統合</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	8校登録人数	106	293	329	派遣回数	1,260	1,664
	平成29年度	平成30年度	平成31年度									
8校登録人数	106	293	329									
派遣回数	1,260	1,664	1,441									
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援アシスタントの活用により、習得が不十分な学習内容において重点化した補充指導を行うことができ、漢字や計算等、基礎基本の確実な定着につながった。 ○ 日々の授業において支援が必要な児童に個別に対応することで、児童は安心してわからないところを尋ねることができ、自力解決につながった。 ○ 人的配置により、放課後補充教室においてもきめ細かな指導を行うことで、自分のペースで学ぶことができ、学習意欲の向上が見られた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学習支援アシスタントの確保を行い、指導体制のさらなる充実を図る。 											

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 全ての児童の学力保障に向け、学習支援アシスタントを派遣する。
計画	○ 小学校学力向上事業を継続実施し、児童の基礎学力の定着と学習意欲の向上を図り、指導を充実させる。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ ージ
	3	1	1	4	中学校学力向上事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内中学校を対象に学習支援アシスタントの派遣を行うことで、全ての生徒の学力と進路の保障を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 中学校学習支援事業（学習支援アシスタント事業）					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 市内中学校に学習支援アシスタントの派遣を行った。														
	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援アシスタント派遣 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3校登録人数</td> <td>26</td> <td>68</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>派遣回数</td> <td>349</td> <td>530</td> <td>620</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成30年度から、ゲストティーチャーを学習支援アシスタントに統合。</p>					平成29年度	平成30年度	平成31年度	3校登録人数	26	68	68	派遣回数	349	530
	平成29年度	平成30年度	平成31年度												
3校登録人数	26	68	68												
派遣回数	349	530	620												
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 習得が不十分な学習内容において重点化した補充指導を行うことができ、生徒の基礎学力の定着を図ることができた。 ○ 学習支援アシスタントの活用により、日々の授業において個のつまづきに応じた指導を行うことができ、学習意欲の向上や自力解決の達成感につながった。 ○ 別室登校の生徒に対し、基礎基本の学習を中心にきめ細かな個別指導を行うことで、生徒は質問しながら自分のペースで学ぶことができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学習支援アシスタントの確保を行い、指導体制のさらなる充実を図る。 														

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 全ての生徒の学力と進路の保障のために、学習支援アシスタントを派遣する。
計画	○ 中学校学力向上事業を継続実施し、生徒の基礎学力の定着と学習意欲の向上を図り、指導を充実させる。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ ページ
	3	1	2	4	児童生徒安全確保事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内小・中学校を対象に、安心・安全な環境整備を行うことで、児童生徒の尊い命を守ることができるようにする。					
基本事業を構成する細事業	1 小中学生安全情報配信事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 学校安心メールシステムの活用により、不審者情報等を学校や保護者に伝え、児童生徒の安全対策を図った。
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各校で安全教室等を実施したことで、児童は自分で自分の命を守るための具体的方法を学ぶことができ、児童生徒の安全対策につなげることができた。 ○ 「学校安心メールシステム」の活用により、不審者情報等の共有化と注意喚起を行うことができ、子どもの安全確保につながった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校安心メールシステムの確実な運用等の継続

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の安心・安全を守るために、継続して学校安心メールシステムの活用を実施する。 ○ 安全笛の有効活用を通して、子どもが自分自身でも安全を確保できるようにする。
計画	○ 学校安心メールシステムの確実な運用等を継続して、児童生徒の安心・安全を守る。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへ ^ア -ジ ^ブ
	3	1	2	5	児童生徒生活環境改善事業	29
個別計画						
基本事業の概要	教育を受けることそのものが人権であるという観点から、いじめや不登校、家庭的背景などを理由に学習機会が奪われることのないよう、スクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒が置かれた環境の改善を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 児童生徒生活環境改善事業（スクールソーシャルワーカー事業）					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカーを配置して、主に以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカーの活用を通して、学校が児童生徒の抱える問題の背景や原因を正しくとらえ、子どもの内面や課題を把握できるようにした。 ・ スクールソーシャルワーカーが家庭に関わることで、子どもの人権を守るために、保護者支援も行うことができるようにした。 ・ スクールソーシャルワーカーが家庭に出向き、不登校児童生徒への対応ができるようにした。 ・ 児童相談所等関係機関とも連携して、子どもの人権を守るためのネットワークを強化した。 ・ 保護者、教職員等の求めに応じ、校内においてスクールソーシャルワーカーが相談に応じたり情報提供を行ったりすることができるようにした。 ・ 教職員対象の校内研修会の講師としても活用し、日頃の児童生徒のあらゆる状況に対する理解に生かすことができるようにした。
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者への支援、また教職員への指導・助言等により、いじめ問題の解決や不登校の改善・学校復帰等につなげることができた。 ○ ケース進行管理会議や校内委員会における情報共有及び関係機関との連携により、課題を抱える世帯の環境改善や緊急時の早期対応へとつなげることができた。 ○ 就学前から小・中学校へとつながるケースもあり、情報の共有やスムーズな連絡体制を維持・継続することができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒本人の悩みや困り感を的確にとらえ、学校がチームとして対応できるよう支援していく必要がある。

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ いじめや不登校等の背景には、家庭や学校、友人、地域状況等さまざまな事情が考えられ、学校だけでは解決が困難なケースが多く、福祉等に関して専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーの存在は大きい。配置を継続することで、いじめや不登校、家庭環境等によって学習機会が奪われないようにする。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの人権を守るために、スクールソーシャルワーカーの計画的活用と緊急対応を行う。 ○ 人権尊重の視点に立った子どもや保護者への関わり方について、各校でスクールソーシャルワーカーの指導・助言を生かして児童生徒のあらゆる状況に対する理解ができるよう支援する。 ○ 平成31年度からスクールソーシャルワーカーの活用時間数を増やし、さらなる事業の充実に向け児童生徒の置かれた環境の改善を図っている。

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへ ² -ジ ³
	3	1	2	6	不登校児童生徒学校生活適応支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	教育を受けることそのものが人権を守るという観点から、市内小・中学校に在籍する不登校児童生徒を対象に、適応指導教室を開設運営し、学ぶ場を保障するとともに、スタッフを対象とした人権尊重の視点に立った研修会を行い、社会・集団への適応と不登校の改善や学校復帰を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 不登校児童生徒学校生活適応支援事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善を図り、興味・関心、特性に応じた弾力的な指導及び相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ あすなる教室：学習活動（ほぼ毎日）、体験活動（月1回） ・ スクールカウンセラーによる適応指導教室でのカウンセリング <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>人数（延）</td> <td>70</td> <td>114</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> ・ スクールカウンセラーによる小学校への巡回相談（1校当たり3回） <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談回数</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラー・指導員合同会議 <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適応指導教室・少年センター連絡会議 <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適応指導教室関係者研修会 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	回数	10	10	9	人数（延）	70	114	69		平成29年度	平成30年度	平成31年度	相談回数	24	24	23		平成29年度	平成30年度	平成31年度	開催回数	10	10	9		平成29年度	平成30年度	平成31年度	開催回数	1	1	1		平成29年度	平成30年度	平成31年度	開催回数	1	1	1
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																										
回数	10	10	9																																										
人数（延）	70	114	69																																										
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																										
相談回数	24	24	23																																										
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																										
開催回数	10	10	9																																										
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																										
開催回数	1	1	1																																										
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																										
開催回数	1	1	1																																										
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導員や学生によるヤングアドバイザーが児童生徒に寄り添い、個に応じた支援に取り組むことで、学校へのチャレンジ登校や不登校の改善につなげることができた。 ○ 指導員対象の研修会等で個別の支援方針の作成や成果・課題を記録する方法だけでなく、児童生徒への関わり方を学ぶことを通して、日々の支援に生かすことができた。 ○ 令和2年度から名称を「古賀市適応指導教室」から「古賀市教育支援センター」に変更した。また、利用対象者を古賀市立小・中学校に在籍する児童生徒から古賀市に在住する児童生徒に拡充した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者拡充により市外の小・中学校に在籍する児童生徒の受け入れが開始になるため、原籍校との連携をより緊密に行っていく必要がある。 																																												

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 教育相談をはじめ、体験活動や自主学習を通じて、人間的成長と社会的自立を促す援助を行うとともに、集団生活に適応できるよう支援をしながら、不登校の改善や学校復帰をめざす。
計画	○ 一人ひとりの人権が尊重される人間関係づくり、学習活動づくり、環境づくりに取り組む。 ○ スクールカウンセラーによる巡回相談を行い、学校に対し、児童生徒や保護者に対する支援の方法について共有化できるようにする。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	3	1	2	7	小学校運営管理事務	29
個別計画						
基本事業の概要	外国人児童等、日本語指導が必要な児童の急な転入の際、必要に応じて日本語指導講師の派遣を行い日本語指導を行うとともに、異文化や多様性に配慮することにより、児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。					
基本事業を構成する細事業	1 小学生日本語対応支援事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 日本語指導講師の派遣を行った。											
	<p>日本語指導講師派遣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣回数</td> <td>0</td> <td>50</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>派遣先</td> <td>—</td> <td>青柳小学校</td> <td>青柳小学校・古賀東小学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成29年度は、県費教職員による指導のみを実施したため、市の講師派遣は0回</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	派遣回数	0	50	53	派遣先	—	青柳小学校
	平成29年度	平成30年度	平成31年度									
派遣回数	0	50	53									
派遣先	—	青柳小学校	青柳小学校・古賀東小学校									
事業の成果・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 日本語指導が必要な児童に対し日本語指導講師を派遣し、児童の日本語の習熟度に応じた適切な日本語指導を実施することで、児童の日本語の習得、基礎学力の定着の向上につながった。</p> <p>【課題】</p> <p>● 日本語指導講師の確保を行い、指導体制のさらなる充実を図る。</p>											

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 全ての児童の学力保障に向け、必要に応じて日本語を母国語としない児童に日本語指導講師を派遣する。
計画	○ 小学生日本語対応支援事業を継続し、児童の日本語習得及び基礎学力の定着と学習意欲の向上を図る。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	1・3・6				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ - ^ゾ
	3	1	2	8	中学校運営管理事務	29
個別計画						
基本事業の概要	外国人生徒等、日本語指導が必要な生徒の急な転入の際、必要に応じて日本語指導講師の派遣を行い日本語指導を行うとともに、異文化や多様性に配慮することにより、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにする。					
基本事業を構成する細事業	1 中学生日本語対応支援事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 日本語指導講師の派遣を行った。											
	<p>日本語指導講師派遣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣回数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>派遣先</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>古賀中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成29・30年度は、県費教職員による指導のみを実施したため、市の講師派遣は0回</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	派遣回数	0	0	43	派遣先	—	—
	平成29年度	平成30年度	平成31年度									
派遣回数	0	0	43									
派遣先	—	—	古賀中学校									
事業の成果・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 日本語指導が必要な生徒に対し日本語指導講師を派遣し、生徒の日本語の習熟度に応じた適切な日本語指導を実施することで、生徒の日本語習得、基礎学力の定着につながった。</p> <p>【課題】</p> <p>● 日本語指導講師の確保を行い、指導体制のさらなる充実を図る。</p>											

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 全ての生徒の学力保障に向け、必要に応じて日本語を母国語としない生徒に日本語指導講師を派遣する。
計画	○ 中学生日本語対応支援事業を継続し、生徒の日本語習得及び基礎学力の定着と学習意欲の向上を図る。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	3	1	2	11	小学校心の相談事業	29
個別計画						
基本事業の概要	全ての児童が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう、心の教室相談員を配置し、さまざまな悩みや不安を抱えている児童に対して相談・話し相手になり、ストレスを和らげることで、子どもの人権が尊重される環境づくりを図る。					
基本事業を構成する細事業	1 小学校心の教室相談事業					
	2 小学校相談機能向上事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 各小学校に心の教室相談員を配置し、悩み相談・話し相手になり、児童のカウンセリングを行った。			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	相談員活用時間	2,000	2,000	2,309
事業の成果・評価・課題	○ 心の教室相談員の人権感覚を磨き、力量を高めるための研修会を行った。（年3回）			
	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各小学校に心の教室を設け相談員を配置したことで、児童は休み時間等遊びも兼ねて気軽に立ち寄ることができ、相談員と話をすることで学校や家庭生活の不安や悩みの軽減、安心感の増大につながった。 ○ 専門家による人権尊重の視点に立った研修会を通して、心の教室相談員の人権感覚を磨き力量を高めるとともに、学校関係者との連携を強化することができた。 ○ 心の教室相談員を継続して配置し、児童に対してカウンセリング等を行うことにより、いじめや不登校等の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図ることができた。 ○ 平成31年度から1校当たりの活用時間数を増やし、さらなる事業の充実を図ることができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要望に応じて保護者へもカウンセリングが行えることを周知していく必要がある。 			

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 児童を取り巻く環境の複雑化・深刻化が増す中、児童はさまざまな悩みや不安を抱え、ストレスを抱え込んでいる現状がある。そこで、全ての児童が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう心の教室相談員を配置して、心の相談事業を継続実施する。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心の教室相談員が児童の悩み相談、話し相手になることで、不安・悩みの軽減、いじめ・不登校・虐待問題の未然防止、早期発見・早期対応を図る。 ○ 不登校児童及びその保護者、担任等の悩みや心配事の軽減、解消に努める。 ○ 平成31年度から1校当たりの活用時間数を増やし、さらなる事業の充実を図っている。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへの進捗
	3	1	2	12	中学校心の相談事業	29
個別計画						
基本事業の概要	全ての生徒が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう、心の教室相談員を配置し、さまざまな悩みや不安を抱えている生徒に対して相談・話し相手になり、ストレスを和らげることで、子どもの人権が尊重される環境づくりを図る。					
基本事業を構成する細事業	1 中学校心の教室相談事業					
	2 中学校相談機能向上事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 各中学校に心の教室相談員を配置し、悩み相談・話し相手になり、生徒のカウンセリングを行った。			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	相談員活用時間	727	750	847
事業の成果・評価・課題	○ 心の教室相談員の人権感覚を磨き、力量を高めるための研修会を行った。（年3回）			
	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 各中学校に心の教室を設け相談員を配置したことで、生徒は休み時間等気軽に立ち寄って相談員と話をすることができ、受験等に対する不安、学級や部活動の人間関係、家族関係等に関する悩みの軽減、安心感の増大につながった。</p> <p>○ 専門家による人権尊重の視点に立った研修会を通して、心の教室相談員の人権感覚を磨き力量を高めるとともに、学校関係者との連携を強化することができた。</p> <p>○ 心の教室相談員を継続し、生徒に対してカウンセリング等を行うことにより、いじめや不登校等の未然防止に努め、早期発見・早期対応を図ることができた。</p> <p>○ 平成31年度から1校当たりの活用時間数を増やし、さらなる事業の充実を図ることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 要望に応じて保護者へもカウンセリングが行えることを周知していく必要がある。</p>			

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 生徒を取り巻く環境の複雑化・深刻化が増す中、生徒はさまざまな悩みや不安を抱え、ストレスを抱え込んでいる現状がある。そこで、全ての生徒が生き生きと意欲的に学校生活を送ることができるよう心の教室相談員を配置して、心の相談事業を継続実施する。
計画	<p>○ 心の教室相談員が児童の悩み相談、話し相手になることで、不安・悩みの軽減、いじめ・不登校・虐待問題の未然防止、早期発見・早期対応を図る。</p> <p>○ 不登校生徒及びその保護者、担任等の悩みや心配事の軽減、解消に努める。</p> <p>○ 平成31年度から1校当たりの活用時間数を増やし、さらなる事業の充実を図っている。</p>

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへージ
	3	1	2	15	小学校学習環境づくり支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内小学校を対象に、入学後の新しい環境になじめず、学習や集団生活に困難が生じがちな児童の支援と担任の補助を行うための学級補助員や、少人数学級編制による少人数指導等のための市費講師を配置することにより、全ての児童の学力の保障と学級の安定を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 小学校適応促進補助員配置事業 (令和2年度より、小学校教育支援員に名称変更)					
	2 小学校少人数指導推進事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 市内小学校に小学校適応促進補助員と少人数学級対応講師を配置した。																		
	<p>1 小学校適応促進補助員配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人数</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原則各小学校1名ずつであるが、1年生が3学級以上の小学校には2名配置。</p> <p>2 小学校少人数学級対応講師配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人数</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>					平成29年度	平成30年度	平成31年度	配置人数	12	11	11		平成29年度	平成30年度	平成31年度	配置人数	9	9
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																
配置人数	12	11	11																
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																
配置人数	9	9	8																
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担任と適応促進補助員が連携して、個に応じたきめ細かな学習指導を行うことで、児童は落ち着いて学習に取り組むことができ、基礎基本の確実な定着につながった。 ○ 学習時間だけでなく休み時間にも支援が必要な児童に関わり、着替えや遊び等生活指導で見守りを行ったことが、学校生活に徐々に適応する上で効果的だった。 ○ 遊び等でトラブルがあった際に、その場で声かけやアドバイスを行えたことで、集団生活に必要な規範意識の醸成を図ることができた。 ○ 少人数学級対応講師の活用により、児童は自分のペースで学ぶことができ、学習意欲の向上や基礎学力の定着につながった。 ○ 担任だけでなく少人数学級対応講師からも、児童の学習面での頑張りや伸びを認められることで、児童が自信をもち、自尊感情を高めることにつながった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適応促進補助員や少人数学級対応講師に対する研修のさらなる充実を図る。 ● 学習や集団生活に困難が生じがちな児童は、1年生のみならず他学年にも見られるため、必要に応じて全ての学年の児童を対象に支援を行う。 																		

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 全ての児童の学力を保障し、一人ひとりの可能性の伸長と自立を促すために必要な事業であるため、継続して実施する。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を継続し、引き続き、個に応じたきめ細かな学習指導・生活指導の充実を図る。 ○ 「小学校適応促進補助員」の名称を「小学校教育支援員」に変更する。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへージ
	3	1	2	16	中学校学習環境づくり支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	市内中学校での少人数学級編制による少人数指導のため、市費講師を配置し、全ての生徒の学力と進路の保障を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 中学校少人数指導推進事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 市内中学校に少人数学級対応講師を配置した。										
	<p>中学校少人数学級対応講師配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置人数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>					平成29年度	平成30年度	平成31年度	配置人数	6	6
	平成29年度	平成30年度	平成31年度								
配置人数	6	6	7								
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市費講師を配置することで、少人数学級編制による少人数指導をよりきめ細かに行うことができ、落ち着いた学習環境を保障することにつながった。 ○ 少人数学級対応講師の配置により、生徒がわからないところをその場で尋ねやすい環境を整えたことで、質問しながらも何とか自分で問題を解決しようとする意欲の向上が見られた。 ○ 放課後補充教室においても、少人数学級対応講師の活用により自分のペースで学ぶことができ、学習意欲の向上や基礎学力の定着につながった。 ○ 体育会やクラスマッチ等の学校行事でも、担任等と連携しながら配慮を要する生徒に関わり支援したことで、周囲から認められた生徒の自尊感情を高めることにつながった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 少人数学級対応講師の確保と研修の充実を図る。 										

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 全ての生徒の学力と進路の保障に向け、きめ細かな指導を行うための少人数学級対応講師を継続配置する。
計画	○ 中学校少人数指導推進事業を実施し、引き続き、個に応じたきめ細かな学習指導・生徒指導の充実を図る。

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	1	2	19	進学支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	経済的な理由で高等学校等への進学が困難な生徒を対象に、入学支援金を支給することにより進路実現を支え、生徒の学ぶ権利の保障を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 高等学校等進学費用負担軽減事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 中学3年生の保護者に対し、各学校を通じて高等学校等入学支援金の案内通知を配付するとともに市公式ホームページに掲載するなど、広く市民へ周知した。</p> <p>支給額：公立高校 40,000円、私立高校 55,000円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給者数</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立高校進学者</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>私立高校進学者</td> <td>10</td> <td>22</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>私立高校専願進学者</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	支給者数	平成29年度	平成30年度	平成31年度	公立高校進学者	35	36	39	私立高校進学者	10	22	10	私立高校専願進学者	14	8	15
	支給者数	平成29年度	平成30年度	平成31年度													
公立高校進学者	35	36	39														
私立高校進学者	10	22	10														
私立高校専願進学者	14	8	15														
事業の成果・評価・課題	<p>○ 奨学金等に関するリーフレット「夢をあきらめないで」に加え、そのダイジェスト版（「展望」～夢をあきらめないで～）を市内小中学校全児童生徒に配付するなど、全ての児童生徒の学び続ける姿を支援するための情報提供と保護者への啓発を行った。</p> <p>【成果・評価】</p> <p>○ 高等学校等入学支援金によって、経済的理由で進学を断念することがないように支援ができ、将来の就労や夢を見据えた進路実現を支えることができた。</p> <p>○ 高等学校等入学支援金の拡充に向け、平成30年度入学者から、判定基準を世帯収入の合計が生活保護基準額の1.3倍以下であったものを1.5倍以下まで拡充したことで、進学を支援する本事業の充実が図れた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 申請漏れを防ぐための取組を継続して行う必要がある。</p>																

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 進学を希望するすべての生徒の進路保障のために継続して実施し、平成30年度入学者から拡充した判定基準のもと、広く支援を行う。
計画	<p>○ 申請漏れがないように、各中学校との連携、行事予定表・市公式ホームページなど広報を通じた周知を計画的に行う。</p> <p>○ 古賀市学校人権教育研究協議会と連携して、古賀市教育委員会版「夢をあきらめないで」（リーフレット）の改編作業を行う。</p>

様式①

部	担当課
教育部	学校教育課

個別の人権問題	3・5				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	3	1	6	1	特別支援教育事業	29
個別計画						
基本事業の概要	全ての児童生徒の就学機会を保障するため、障がいのある児童生徒が十分に個に応じた教育を受けることができるよう、合理的配慮及びその環境整備に取り組むなど、就学支援体制の充実を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 就学支援事業					
	2 通級指導教室事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 障がいのある児童生徒に対し、個に応じたきめ細かで適切な指導を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、就学相談体制の充実を図った。			
	・ 言語通級指導教室事業			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	入級者数	38	41	46
	・ LD・AD/HD通級指導教室			
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
入級者数	40	33	39	
・ 就学相談事業：7月に実施				
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
相談者数	7	3	17	
・ 就学支援事業：就学支援委員会（6回）				
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
対象児童生徒数	134	137	136	

事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	○ 特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員による行動観察や検査に基づき、学校内での日々の適切な支援について見直すことができた。			
	○ 個に応じた適切な支援ができるよう、就学支援委員会を開催し、保護者に十分な情報提供と説明を行ったことで、保護者や児童生徒の不安や心配を軽減することができた。			
	○ 校内委員会やケース会議を通して、校内における支援体制の充実や保護者との連携にもつながった。			
	○ 研修を通じ、教育支援に関わる考え方と見通し、配慮すべき事項を明確にして、支援のさらなる充実を図ることができた。			
【課題】				
● 支援を要する児童生徒が増えており、各校の特別支援教育コーディネーターを核にしなが、学校がチームとして取り組むことができるよう支援する必要がある。				

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 全ての児童生徒の就学機会を保障し、児童生徒一人ひとりの特性や課題に応じた学力と進路の保障のためにも、継続して実施する。
計画	○ 特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員を配置し、特別支援教育に関する研修・授業改善及び学校現場へのさらなる支援の充実を図る。 ○ 各学校に配置している特別支援教育支援員の研修を充実させ、支援を要する児童生徒に対応できる体制づくりを行う。

様式①

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	2	1	1	社会教育推進事業	31
個別計画						
基本事業の概要	社会教育関係団体等に対して、各種講座を開催し、市民と共働した社会教育活動を充実させることで、子育てや介護をはじめさまざまな生活課題への正しい理解や取組を促進させる。					
基本事業を構成する細事業	1 社会教育関係団体活動支援事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○古賀市3中学校PTCA合同思春期講演会 日時：令和元年9月21日（土） 場所：リーパスプラザこが 多目的ホール 対象：市内3中学校PTCA、一般市民 テーマ：子どもが伸びるかかわり方 ～「合理的配慮」とは～ 講師：一般社団法人家庭教育研究機構 アドバイザー 木藤政博さん</p>			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	参加者数	117	134	131
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 発達障害や生きにくさを抱える子ども・保護者の背景や対応を学び、子どもの尊厳を守り生きがいのある人生を実現できる社会のあり方を考える機会を提供することができた。</p> <p>○ より多くの参加を促すため、学校を通じた保護者への呼びかけなど、対象者に応じた周知に努めた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 人権等について考える機会をより多くの方に提供するため、時間や場所、内容など更に工夫する必要がある。</p>			

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 令和2年度も引き続き、本市の生活課題をふまえた事業を行う。また、学校、保護者、地域が連携し、子どもの成長や学習を支えるPTCAなどと連携した社会教育の推進に努める。
計画	○ 古賀市3中学校PTCA合同思春期講演会 令和2年9月19日（土）

部	担当課
教育部	生涯学習推進課

個別の人権問題	6				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	3	2	3	1	家庭・地域教育支援事業	31
個別計画						
基本事業の概要	家庭教育に関する講演会、講座等を開催することによって、家庭の教育力を高め、志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子どもを育てる。 また、学習に励み、学習を楽しみ、その成果を活かしながら、地域や社会での関わりを見つけ豊かで活力ある人づくり・まちづくりをめざす。					
基本事業を構成する細事業	1 地域教育力向上事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 日本語以外の言語を母国語とする人たちに、日本語の能力を身につけるための教室を開催した。																	
	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>41</td> <td>40</td> <td>37（※注）</td> </tr> <tr> <td>受講者数（延べ）</td> <td>25</td> <td>31</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ※注：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月は4回休講 </div>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施回数	41	40	37（※注）	受講者数（延べ）	25	31	29					
		平成29年度	平成30年度	平成31年度														
実施回数	41	40	37（※注）															
受講者数（延べ）	25	31	29															
<p>【参加した受講者数と出身地の割合】</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>参加した受講者数と出身地の割合</caption> <thead> <tr> <th>出身地</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベトナム</td> <td>11人</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>8人</td> <td>27.6%</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>6人</td> <td>20.7%</td> </tr> <tr> <td>アフガニスタン</td> <td>3人</td> <td>10.3%</td> </tr> <tr> <td>台湾</td> <td>1人</td> <td>3.4%</td> </tr> </tbody> </table>	出身地	人数	割合	ベトナム	11人	38%	中国	8人	27.6%	フィリピン	6人	20.7%	アフガニスタン	3人	10.3%	台湾	1人	3.4%
出身地	人数	割合																
ベトナム	11人	38%																
中国	8人	27.6%																
フィリピン	6人	20.7%																
アフガニスタン	3人	10.3%																
台湾	1人	3.4%																
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語の理解が進むことにより、日常生活や仕事をしていくうえでコミュニケーションを円滑に進められ、身の回りの課題解決や自立に役立った。 ○ 職場でリーダーを任されるようになったり、日本語能力試験で上位レベルの受験に挑戦できるようになるなど、継続した学習の成果が出てきている。 ○ 事業紹介のチラシを英語で作成し、外国人技能実習生を受け入れる事業所等に配布した。 ○ 受講生が集まる機会を捉え、県設置の「外国人相談センター」等の生活情報を提供できた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導者の高齢化による後継者の育成、受講者増への指導体制の充実が今後の課題となっている。 																	

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 日本語の理解ができず生活に支障をきたしている人に対して当事業の情報が届くよう、効果的な広報を強化しつつ、事業を継続していく。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語教室：年間41回 ○ 日本語教室講師研修会：年1回 ○ 日本語教室講師 自主ミーティング：年間12回

様式①

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ア → ^ジ
	3	3	1	2	青少年健全育成啓発事業	33
個別計画						
基本事業の概要	講演会、作文発表会事業に参画することで、他者の想いに触れ互いの人権を尊重する気持ちを育み、また人権の気づきの場にする。					
基本事業を構成する細事業	1 青少年健全育成啓発事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 青少年健全育成大会 日 時 令和元年7月13日（土） 会 場 リーパスプラザこが交流館 多目的ホール 対 象 市民 テーマ 「スマホ・ネット時代の子育て～私たち大人ができること」 講 師 NPO法人子どもとメディア公式インストラクター 荒牧直子氏											
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>75</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	70	50	75			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度								
	参加者数	70	50	75								
	○ 「少年・少女の主張作文」発表会 日 時 令和元年12月19日（土） 会 場 リーパスプラザこが中央公民館 大会議室 対 象 市内小学6年生、中学1・2年生 受賞者（40人） テーマ 「家庭・学校生活・社会で感じること」、「テレビや新聞、ネットなどで報道されている青少年、大人や社会の様々な出来事に対する意見や提案」											
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>小学6年生出品者数</td> <td rowspan="2">280</td> <td>179</td> <td>191</td> </tr> <tr> <td>中1・2年生出品者数</td> <td>77</td> <td>583</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	小学6年生出品者数	280	179	191	中1・2年生出品者数	77	583
		平成29年度	平成30年度	平成31年度								
	小学6年生出品者数	280	179	191								
	中1・2年生出品者数		77	583								
	○ 市広報紙「広報こが」への掲載 市広報紙「広報こが」7月号に「青少年健全育成大会 講演会」記事を掲載し市民周知を行った。											
○ 古賀市子ども会育成会連合会研修会 日 時 令和元年11月7日（木） 会 場 リーパスプラザこが 中会議室 対 象 古賀市子ども会育成会連合会（校区役員、単位役員） テーマ 誰もがその人らしく -LGBT- 講 師 古賀市人権センター職員												
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>40</td> <td>37</td> <td>45</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	40	37	45				
	平成29年度	平成30年度	平成31年度									
参加者数	40	37	45									

事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講演会をとおして、青少年が置かれている状況や、社会の構成員の一人として何ができるのかを、考える機会の提供ができた。併せて、作文発表をとおして思春期の小・中学生の想いに触れることで、青少年を支援する大人に対し「子どもたちを取り巻く社会」を知る機会の提供ができた。 ○ 作文発表では、子どもたち自らがテーマに沿って取り組む中で、気づいたことなどを綴っている。 内容については「人権に深く関すること」が多く、それを聞く参加者にとっての気づきの場として提供できた。 ○ 青少年の活動に接する場が多い市子連の役員が研修を受けることで、子ども達への配慮や自らの振り返りの時間、機会となった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 講演会・作文発表会への市民参加を促進するため、更なる周知方法の工夫が必要である。（広報こがでの周知を行ったが、他の周知方法も検討していく。）
-------------	---

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの現状を知る機会を提供するため、子どもたちが自らの想いをまとめ発表し他者に伝える機会の確保を今後も継続し、啓発に努める。 ○ 作文発表会の他にも、作品を見てもらえる機会の提供を検討する。 ○ L G B Tに関する啓発は、青少年に接する機会が多い市民に対し必要。今後も継続的に啓発の機会、対象者を拡大しつつ実施できるよう検討する。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月：健全育成大会での講演会開催。 ○ 11月：古賀市子ども会育成会連合会 研修会 ○ 12月：「少年・少女の主張作文」発表会の開催。

様式①

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ
	3	3	1	6	子ども居場所づくり事業	33
個別計画						
基本事業の概要	全ての子どもの居場所として、子ども一人ひとりの人格を尊重し、居場所を通じた社会的信頼の醸成や、将来展望の改善、自己肯定感の向上など多様な効果を生むことができるよう支援していく。					
基本事業を構成する細事業	1 子ども居場所提供事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 千鳥児童センター、ししぶ児童センターにて学習支援アシスタントを配置し、学習支援を実施した。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">児童センター</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">千鳥</td> <td>利用者数</td> <td>601</td> <td>522</td> <td>814</td> </tr> <tr> <td>支援時間</td> <td>71</td> <td>62</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ししぶ</td> <td>利用者数</td> <td>2,255</td> <td>2,357</td> <td>1,992</td> </tr> <tr> <td>支援時間</td> <td>6</td> <td>66</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	児童センター		平成29年度	平成30年度	平成31年度	千鳥	利用者数	601	522	814	支援時間	71	62	31	ししぶ	利用者数	2,255	2,357	1,992	支援時間	6	66
児童センター		平成29年度	平成30年度	平成31年度																			
千鳥	利用者数	601	522	814																			
	支援時間	71	62	31																			
ししぶ	利用者数	2,255	2,357	1,992																			
	支援時間	6	66	40																			
事業の成果・評価・課題	○ 児童館延べ来館者数																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">児童館</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">米多比児童館</td> <td>4,126</td> <td>2,472</td> <td>2,409</td> </tr> <tr> <td colspan="2">千鳥児童センター</td> <td>8,831</td> <td>7,230</td> <td>7,182</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ししぶ児童センター</td> <td>8,915</td> <td>8,123</td> <td>9,485</td> </tr> </tbody> </table>	児童館		平成29年度	平成30年度	平成31年度	米多比児童館		4,126	2,472	2,409	千鳥児童センター		8,831	7,230	7,182	ししぶ児童センター		8,915	8,123	9,485		
児童館		平成29年度	平成30年度	平成31年度																			
米多比児童館		4,126	2,472	2,409																			
千鳥児童センター		8,831	7,230	7,182																			
ししぶ児童センター		8,915	8,123	9,485																			
* 本年3月2日～3月24日までの間、新型コロナウイルス感染症対策のため休館。																							
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】																						
	<p>○ 児童館を利用する子ども同士の異年齢交流や、地域交流が進んでおり地域の拠点とすることにより、子どもの成長にとって良い環境づくりができています。</p> <p>○ 様々な体験を提供することで、『なぜそうなるのか』という疑問が「学習への入り口」となっている。</p> <p>さらに、学習支援アシスタントを配置することで、「できない」「わからない」を「できる」「わかる」へと実感させることで、自己肯定感の向上が図られている。</p> <p>○ 千鳥児童センターに学習室が整備されたことにより、子ども達の「行き場所」「居場所」の環境が整ったことで利用者が増加し、学習支援につながった。</p> <p>【課題】</p> <p>● 各児童館の状況に応じた児童館プログラムを基に、事業を充実させていく必要がある。</p>																						

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 全ての子どもの「行き場所」「居場所」となるよう、それぞれの施設情報をきめ細かく発信し、児童館での学びや遊びを通して、自己肯定感の向上や将来展望の改善を図る。
計画	○ 児童館において、遊びや学びをとおり居場所機能の充実を図る。

様式①

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	3	3	1	8	青少年相談事業	33
個別計画						
基本事業の概要	青少年及び保護者に対して、人権の視点に立った、面談・電話・メール等による悩み相談を実施する。					
基本事業を構成する細事業	1 青少年相談事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 相談業務 青少年に関する悩み相談を実施した。			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	相談件数	972	1,153	799
事業の成果・評価・課題	○ 関係機関との連携 ・古賀市要保護児童対策地域協議会進行管理会議への参画（22回） ・関連ケース会議への参画（7回） ・市外専門機関との連携 ・行き渋り、不登校児童への働きかけ（家庭訪問・登校支援）			
	○ 青少年支援センターの周知活動 ・市内小中学校を中心に、関係機関へ直接訪問し周知の徹底を図った。			
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	○ 相談業務を通して、相談者が抱える問題の整理や、関係機関との連携によって相談体制の改善につながった。 ○ 相談員の研修によるスキルアップや、関係部署と連携し適切な窓口につないだことで、相談者の問題整理につながった。 ○ 相談員一人ひとりが相談者に寄り添い話を聞くことができた。 ○ 様々な相談に対応できるよう、SNS相談員研修を受講させた。			
事業の成果・評価・課題	【課題】			
	● さまざまな機関が連携し、相談者が抱える個別の問題を早期に解決できるシステムの構築が必要である。			

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 青少年支援センターにおける相談業務を継続して実施する。 ○ 新たな相談手段として、LINEを活用した相談を導入する。 ○ 相談者に寄り添い、相談者が抱える問題の解決につなげることができるよう関係機関との連携を図る。
計画	○ 相談業務を継続する。 ○ 関係機関との連携を密にすることや相談窓口の周知を徹底するため、関係機関の訪問を行う。

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへのリンク
	3	3	1	9	青少年活動支援事業	33
個別計画						
基本事業の概要	小学生児童が地域の大人の力を借りながら、宿泊を伴う生活体験・社会体験活動等を経験させることによって、多様性・協調性・自立心などを養うことができるよう支援していく。					
基本事業を構成する細事業	1 青少年生活体験支援事業（通学合宿事業）					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 通学合宿 市内3小学校区にて通学合宿を実施計画を行っていたところ、地域の協力により新たに1小学校区（花鶴小学校区）にて実施できた。																				
	・ 平成31・令和元年度 通学合宿実績																				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>校区</th> <th>開催日程</th> <th>参加児童数</th> <th>開催場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青柳小校区</td> <td>6月30日～7月6日</td> <td>33名（6年:13名,5年:20名）</td> <td>町川原1区公民館</td> </tr> <tr> <td>古賀西小校区</td> <td>10月5日～9日</td> <td>26名（6年:4名,5年:14名,4年:8名）</td> <td>鹿部区公民館</td> </tr> <tr> <td>小野小校区</td> <td>10月26日～11月2日</td> <td>5名（6年:2名,5年:1名,4年:2名）</td> <td>上米多比公民館</td> </tr> <tr> <td>花鶴小校区</td> <td>10月8日～11日</td> <td>12名（6年:7名,5年:5名）</td> <td>古賀東公民館</td> </tr> </tbody> </table>	校区	開催日程	参加児童数	開催場所	青柳小校区	6月30日～7月6日	33名（6年:13名,5年:20名）	町川原1区公民館	古賀西小校区	10月5日～9日	26名（6年:4名,5年:14名,4年:8名）	鹿部区公民館	小野小校区	10月26日～11月2日	5名（6年:2名,5年:1名,4年:2名）	上米多比公民館	花鶴小校区	10月8日～11日	12名（6年:7名,5年:5名）	古賀東公民館
	校区	開催日程	参加児童数	開催場所																	
	青柳小校区	6月30日～7月6日	33名（6年:13名,5年:20名）	町川原1区公民館																	
	古賀西小校区	10月5日～9日	26名（6年:4名,5年:14名,4年:8名）	鹿部区公民館																	
	小野小校区	10月26日～11月2日	5名（6年:2名,5年:1名,4年:2名）	上米多比公民館																	
	花鶴小校区	10月8日～11日	12名（6年:7名,5年:5名）	古賀東公民館																	
	・ 平成30年度 通学合宿実績																				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>校区</th> <th>開催日程</th> <th>参加児童数</th> <th>開催場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青柳小校区</td> <td>7月1日～7日</td> <td>32名（6年:17名,5年:15名）</td> <td>青柳区公民館</td> </tr> <tr> <td>古賀西小校区</td> <td>9月8日～12日</td> <td>32名（6年:20名,5年:4名,4年:8名）</td> <td>古賀南区公民館</td> </tr> <tr> <td>小野小校区</td> <td>9月30日～10月6日</td> <td>-</td> <td>薦野区公民館</td> </tr> </tbody> </table>	校区	開催日程	参加児童数	開催場所	青柳小校区	7月1日～7日	32名（6年:17名,5年:15名）	青柳区公民館	古賀西小校区	9月8日～12日	32名（6年:20名,5年:4名,4年:8名）	古賀南区公民館	小野小校区	9月30日～10月6日	-	薦野区公民館				
校区	開催日程	参加児童数	開催場所																		
青柳小校区	7月1日～7日	32名（6年:17名,5年:15名）	青柳区公民館																		
古賀西小校区	9月8日～12日	32名（6年:20名,5年:4名,4年:8名）	古賀南区公民館																		
小野小校区	9月30日～10月6日	-	薦野区公民館																		
・ 平成29年度 通学合宿実績																					
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>校区</th> <th>開催日程</th> <th>参加児童数</th> <th>開催場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青柳小校区</td> <td>7月2日～8日</td> <td>34名（5・6年対象）</td> <td>町川原1区公民館</td> </tr> <tr> <td>古賀西小校区</td> <td>9月23日～27日</td> <td>32名（4・5・6年対象）</td> <td>鹿部区公民館</td> </tr> <tr> <td>小野小校区</td> <td>9月30日～10月6日</td> <td>9名（4・5・6年対象）</td> <td>薬王寺区公民館</td> </tr> </tbody> </table>	校区	開催日程	参加児童数	開催場所	青柳小校区	7月2日～8日	34名（5・6年対象）	町川原1区公民館	古賀西小校区	9月23日～27日	32名（4・5・6年対象）	鹿部区公民館	小野小校区	9月30日～10月6日	9名（4・5・6年対象）	薬王寺区公民館					
校区	開催日程	参加児童数	開催場所																		
青柳小校区	7月2日～8日	34名（5・6年対象）	町川原1区公民館																		
古賀西小校区	9月23日～27日	32名（4・5・6年対象）	鹿部区公民館																		
小野小校区	9月30日～10月6日	9名（4・5・6年対象）	薬王寺区公民館																		
【成果・評価】																					
○ 新たな小学校区での取り組みを行うことができた。3泊4日の間「仲間との協力」「体験したことのない体験」を経験することで一人ひとりの「多様性や協調性、自立心」を育むことができた。 ○ 約1週間、家庭を離れ異年齢の児童や地域の大人の力を借りながら生活体験をすることで、互いを認め合いながら、協調性や自立心を育むことができた。 ○ 他の児童の協力や大人の支援で「できない」が「できる」に変わり、自尊感情の向上につながった。 ○ 地域の大人が参加することで、子どもを地域で育てる機運が高まった。																					
【課題】																					
● 1～3年生を交えた異年齢の交流による関係づくりについても検討する必要がある。 ● 新たな実施校区を増やすための方策等を検討する必要がある。																					

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 「子どもたちを地域で育てる機運」を高めるよう地域の実情に合わせ支援を行う。 ○ 事業に参加する児童一人ひとりの「自尊感情の高揚」につながるような体験活動の紹介を含め支援していく。
計画	○ 4小学校区 of 取組を継続的に支援していく。 ○ 新たな実施校区を増やすため、事業の目的や成果報告等も含め各地域へ出向き広く周知を図る。

様式①

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへの進捗
	3	3	1	10	青少年活動推進事業	33
個別計画						
基本事業の概要	近年の経済格差の拡大により、経済的に厳しい家庭の保護者等の教育力も低下している。このままの状態では、そこで育つ児童・生徒が将来「貧困の連鎖」に陥ることも懸念されることから、経済的に厳しい家庭の生徒に配慮しながら市内全中学生を対象に公募を行い、家庭学習支援や社会体験教室等を開催することで生きる力（学力向上）を養う。					
基本事業を構成する細事業	1 子ども自立支援事業(スタンドアローン（一人で立つ）支援事業)					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 参加者は例年、中学校を通じて募っている。今年度は市広報誌「広報こが」にも掲載し、参加者の増加を図った。社会体験学習としては夏休みをはじめ、季節ごとにクッキング等の子どもたちが楽しめる企画を計画、実施した。また、小学生を対象とした「じんけん平和教室」の長崎フィールドワーク（原爆慰霊祭、原爆資料館・戦跡見学）にも、希望する中学生を引率した。その他、地域の夏祭り、餅つきにも参加するなど、人権学習や多くの人との交流を図った。</p> <p>・ 参加人数（中学生） （延人数）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>643人</td> <td>613人</td> <td>425人</td> </tr> </tbody> </table>	平成29年度	平成30年度	平成31年度	643人	613人	425人
平成29年度	平成30年度	平成31年度					
643人	613人	425人					
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 昨年に引き続き、参加した中学3年生は、全員が高校進学を果たした。また、事業実施日以外や実施時間以外にも隣保館に来館し、自主学習する姿が見られるとともに、日頃、家庭や地域、学校等で話せないようなことを館職員や指導員と話す姿も見られ、“居場所”や“相談場所”機能も果たしている。また、中学を卒業した子どもたちも度々来館してくる姿がある。</p> <p>○ 家庭学習支援では、参加する中学生一人ひとりに合った学習ができるよう、対応策を指導員間で話し合い、きめ細かな指導ができるよう努めた。参加する中学生も集中することができ、良い環境で運営ができた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 隣保館から学校や関係部署等へ本事業に関する協力依頼を行っているが、平成28年度から参加者数が徐々に減っているため、支援が必要な子どもたちに支援が行き届くよう、参加者が減少した原因や参加の継続率などを把握し、これまで以上に中学校をはじめ関係機関と連携していく必要がある。</p>						

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 家庭学習支援による学力補充や社会体験学習を通して、参加者一人ひとりが将来に意欲を持てるよう生きる力を育む。また、学習支援のみならず、隣保館が気軽に立ち寄れる居場所となるよう工夫していく。
計画	<p>○ 参加者一人ひとりが将来に展望を持てるよう、家庭学習支援及び社会体験学習の実施。併せて、参加者が抱える悩みや問題の相談ができ、解決につなげられる居場所の提供を行う。</p> <p>○ こどもの貧困対策調査等の結果もふまえ、事業に活かせるよう実施していく。</p>

様式①

部	担当課
建設産業部	建設課

個別の人権問題	3・4・5				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	5	3	2	1	交通安全施設整備事業	51
個別計画						
基本事業の概要	市民や道路利用者に対して、安心して安全な道路提供する。					
基本事業を構成する細事業	1 交通安全施設設置事業					
	2 バリアフリー歩道整備事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. 交通安全施設設置事業</p> <p>○ 市道全域において危険箇所を抽出し交通安全施設の設置工事を実施した。 (設置箇所数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガードレール等防護柵</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>カーブミラー</td> <td>42</td> <td>33</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>区画線</td> <td>21</td> <td>29</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	ガードレール等防護柵	7	7	12	カーブミラー	42	33	26	区画線	21	29	22
		平成29年度	平成30年度	平成31年度													
ガードレール等防護柵	7	7	12														
カーブミラー	42	33	26														
区画線	21	29	22														
<p>2. バリアフリー歩道整備事業</p> <p>○ 歩道等のバリアフリー化（点字ブロック等の設置含む） (m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施延長</td> <td>855.9</td> <td>192.9</td> <td>61.6</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施延長	855.9	192.9	61.6									
	平成29年度	平成30年度	平成31年度														
実施延長	855.9	192.9	61.6														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 交通安全施設の設置を行い、交通事故の抑制を図ったことにより、あらゆる人々が安心して通行できる道路を整備した。</p> <p>○ 職員によるカーブミラー等の点検を行い交通安全施設等の破損による事故を防ぐことができた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 既設の交通安全施設を定期的に点検し、劣化等による事故を予防していく必要がある。</p>																

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 安全で安心な道路を整備していくため、今後も継続して事業を実施していく。
計画	○ 交通安全施設の設置を行う。

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2・3・6				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	6	3	1	1	妊娠期保健事業	57
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	妊婦とその家族の妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するため、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦教室を開催し、正しい知識や情報を提供し安心して妊娠・出産・育児を迎えられるよう支援する。					
基本事業を構成する細事業	1 妊娠期健康増進事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付した。 母子健康手帳交付時に、妊娠に伴う疾病予防に努めるために、血圧測定を実施するとともに、アンケートを実施することで妊婦の状況を把握し、適切な支援を実施した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子健康手帳交付</td> <td>477</td> <td>449</td> <td>443</td> </tr> <tr> <td>妊娠初期妊婦教室参加者</td> <td>172</td> <td>161</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>妊娠後期妊婦教室参加者</td> <td>27</td> <td>37</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	母子健康手帳交付	477	449	443	妊娠初期妊婦教室参加者	172	161	127	妊娠後期妊婦教室参加者	27	37	52
		平成29年度	平成30年度	平成31年度													
母子健康手帳交付	477	449	443														
妊娠初期妊婦教室参加者	172	161	127														
妊娠後期妊婦教室参加者	27	37	52														
事業の成果・評価・課題	<p>○ 妊婦教室は、保健師や助産師等により妊娠中から出産後に必要な諸手続き、その他各種制度についての説明、必要な知識や情報の提供、妊婦体験、赤ちゃんモデルの抱っこ体験等を実施した。</p> <p>○ 平成26年度から妊娠後期妊婦教室（妊娠22週以降の妊婦対象）を福岡女学院看護大学と共催で実施している。内容は、お産の過ごし方やおむつ交換、沐浴体験等。※土曜日に開催。</p> <p>【成果・評価】</p> <p>○ 今年度から子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から乳幼児期までの子育てに関する支援をワンストップで行い、切れ目ない支援のために、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、きめ細かな相談支援等に努めた。</p> <p>○ 妊婦教室に参加した妊婦には、出産までに必要な知識や情報提供を行うとともに、妊婦同士の交流促進を図ることができた。また、教室に参加できない妊婦に対しては、窓口にて説明・面談を行い、ハイリスク妊婦等の把握に努めた。</p> <p>○ 支援を必要とするハイリスク妊婦等に対しては、関係機関と連携し適切な支援を行った。</p> <p>【課題】</p> <p>● ハイリスク妊婦等に対応するため、今後とも妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を強化する体制づくりを推進する必要がある。</p>																

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 妊婦が安心して出産できるよう、必要に応じて支援プランを策定し充実した支援を継続して実施。
計画	<p>○ 初期妊婦教室：平日22回、土曜日2回 計24回実施。</p> <p>○ 中期妊婦教室：平日3回実施。</p> <p>○ 後期妊婦教室：土曜日6回/年実施。</p> <p>○ 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を実施。</p>

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	3・5				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへのページ
	6	4	1	1	子ども発達支援事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画、障害者基本計画					
基本事業の概要	発達障害者支援法及び古賀市障害者基本計画に基づき、就学前乳幼児及び保護者を対象に、子どもの発達に関する相談・指導・訓練・検査・紹介などを行い、適切な療育・育児援助を受けてもらうことで子どもの健やかな育ちを支援する。					
基本事業を構成する細事業	1 子ども巡回発達支援事業					
	2 子ども発達相談事業					
	3 子ども発達指導訓練事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. 子ども巡回発達支援事業</p> <p>○ 市内の認可保育所（園）、幼稚園を各園原則年3回巡回訪問し、発達分野での支援が必要な児童に対し、適切な支援方法について助言等や情報共有を行った。また、療育研修会を実施し、各施設職員の療育に関するスキルアップを図った。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡回相談（延人数）</td> <td>234</td> <td>274</td> <td>359</td> </tr> <tr> <td>療育研修会（回）</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	巡回相談（延人数）	234	274	359	療育研修会（回）	2	2
	平成29年度	平成30年度	平成31年度									
巡回相談（延人数）	234	274	359									
療育研修会（回）	2	2	1									
事業の成果・評価・課題	<p>2. 子ども発達相談事業</p> <p>○ 子どもの発達に関するさまざまな相談に対応した。医学的視点を持つために、医師による健診を月1回実施した。</p>											
	<p>3. 子ども発達指導訓練事業</p> <p>○ 保護者支援のため、発達特性の理解や受容を目的とした「ひなたぼっこの会」や「NP事業」、また安心して小学校入学を迎えることができるよう「年長児保護者勉強会」を実施した。</p> <p>○ 発達に課題のある乳幼児に適切な指導・訓練を行うとともに、児童の発達に関して不安や悩みを抱えている保護者の支援を行った。</p>											
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 巡回相談が定着し、療育研修会にも多数の参加があったことから、保育所（園）や幼稚園等との連携体制が整ってきたと感じる。</p> <p>○ さまざまな発達の相談に対応しているが、難しいケースについては、家庭児童相談室及び課内で情報を共有し、見守りを行った。</p> <p>○ 乳幼児健診フォローを丁寧に行うことで、発達に課題のある子どもの早期発見・早期介入ができた。前後期でグループ編成や療育内容を見直し、柔軟に対応した。</p> <p>○ 令和2年度以降のこども発達ルーム事業委託に向けて、準備を行った。</p>											
	<p>【課題】</p> <p>● 利用者のニーズを把握し、随時事業内容や支援方法を見直し、柔軟に対応していく必要がある。</p>											

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	<p>○ 子どもの特性をできる限り早期に発見し、適切な支援に繋げていくため、子どもの療育に精通し、発達支援に関し経験豊富な事業者へ委託を行い、住民のニーズに合ったサービスを提供するとともに、さらなる支援体制の充実を図る必要がある。</p>
計画	<p>○ 発達支援に関して経験豊富な事業者へこども発達ルーム事業の委託を実施する。 ○ 発達に課題のある子どもとその保護者を対象とした発達支援事業であり、就学前から就学後の子どもを支援する関係各課をはじめ、保育所（園）・幼稚園や学校、通所施設等とより緊密な連携体制を構築する。</p>

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	6	4	1	2	子育て支援事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	児童福祉法に基づき、児童の最善の利益を保障するため、地域性や保育ニーズを考慮し、安心して子育てできる環境を整え保護者の支援を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 緊急時児童一時入所支援事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 保護者が、出産、傷病などの理由で児童の養育が困難となった場合、児童養護施設など保護を適切に行うことができる委託施設において養育・保護を行う。			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	利用者数（人）	0	2	0
	利用延日数（日）	0	9	0
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	○ 児童の養育が一時的に困難となった方からの相談がなく、利用者はいなかったが、継続的に短期入所支援が必要な方に対しては、児童相談所と連携し、児童相談所の制度の活用を進めることができた。 ○ 相談者に対する紹介の他、市ホームページや子育てBOOK、福祉のしおり等で事業の周知を行うことができた。			
	【課題】			
	● 「緊急時児童一時入所支援事業（子育て短期支援事業）」のさらなる周知方法について検討していく。			

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 保護者の疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の不安を取り除き、安心して子育てできる環境を整えていく。
計画	○ 子育て短期支援事業の利用が必要と思われる相談者に対し、引き続き制度の周知等を充実させていく必要がある。

様式①

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ
	6	4	1	4	乳幼児親子交流推進事業	59
個別計画						
基本事業の概要	子育て中の親子の居場所として、子どもやその保護者一人ひとりの人格を尊重し、子育てに関する相談対応や情報提供を行い、育児不安や子育ての負担軽減を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 乳幼児親子交流事業（親子あそび事業）					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各児童館で乳幼児事業を実施した。 ○ 3館合同乳幼児事業を実施した。 ○ 日常的に乳幼児とその保護者に対し居場所の提供を行い、保護者同士の交流を促した。 																																						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児及び保護者延べ来館者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童館</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米多比児童館</td> <td>980</td> <td>1,007</td> <td>895</td> </tr> <tr> <td>千鳥児童センター</td> <td>1,347</td> <td>1,768</td> <td>1,332</td> </tr> <tr> <td>ししぶ児童センター</td> <td>1,382</td> <td>1,449</td> <td>1,370</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児事業実施回数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童館</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米多比児童館</td> <td>58</td> <td>49</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>千鳥児童センター</td> <td>49</td> <td>51</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>ししぶ児童センター</td> <td>10</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>3館合同</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>				児童館	平成29年度	平成30年度	平成31年度	米多比児童館	980	1,007	895	千鳥児童センター	1,347	1,768	1,332	ししぶ児童センター	1,382	1,449	1,370	児童館	平成29年度	平成30年度	平成31年度	米多比児童館	58	49	32	千鳥児童センター	49	51	65	ししぶ児童センター	10	18	16	3館合同	-	3
児童館	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																				
米多比児童館	980	1,007	895																																				
千鳥児童センター	1,347	1,768	1,332																																				
ししぶ児童センター	1,382	1,449	1,370																																				
児童館	平成29年度	平成30年度	平成31年度																																				
米多比児童館	58	49	32																																				
千鳥児童センター	49	51	65																																				
ししぶ児童センター	10	18	16																																				
3館合同	-	3	8																																				
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各児童館を子どもやその保護者の居場所として提供できており、事業内容等についても充実が図られている。 ○ 3館合同乳幼児事業を実施することで、市内児童館の居場所機能について周知を図ることができた。 ○ 児童館を利用する子ども同士の異年齢交流も進んでおり、子どもの成長にとって良い環境づくりができています。 ○ 乳幼児とその保護者の関係が多様化し、育児相談の内容も多岐にわたっているが、相談内容を丁寧に聞き取り、関係機関につなげるなどし育児不安や育児の負担感の軽減を図った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各児童館の状況や年齢に応じたプログラムを作成し、事業を充実させていく必要がある。 																																						

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 全ての乳幼児とその保護者の「行き場所」「居場所」となるよう、それぞれの施設情報をきめ細かく発信するとともに、児童館での親子遊びや他の保護者、職員との交流を通して、育児不安や負担感の軽減を図る。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各児童館での乳幼児事業のさらなる充実。 ○ 3館合同乳幼児事業の拡充。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへの進捗
	6	4	1	6	子育て家庭訪問事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	保健師、助産師、保育士が各家庭を訪問し、育児の孤立感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待の未然防止を図ることで、子どもが健やかに成長できる環境整備を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 乳児家庭全戸訪問等事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ おおむね生後4か月の赤ちゃんのいるすべての家庭を、保健師、助産師、保育士のスタッフが訪問し、乳児の身体測定、発達チェック、予防接種や健診のスケジュール、市の子育て支援情報等を提供するとともに、保護者からの相談を受け、適切な支援・助言を実施した。			
	・ 乳児家庭全戸訪問			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	対象件数	453	477	460
	実施件数	434	467	446
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	○ 乳児家庭全戸訪問の結果、支援が必要と思われる家庭や保護者から相談があった家庭については、再訪問を行い適切な支援につなぐことができた。			
	○ 日程調整中の家庭があることから、年度末における乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は97%であるが、最終的にはほぼ100%の訪問率になる見込みで実施できている。			
	【課題】			
	● 個々の家庭に応じた支援ができるよう、引き続きスタッフ間で情報を共有し、養育支援訪問を実施していく必要がある。			

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 母子の健康状態の確認や子育て情報の提供等に努め、子育てに対する孤立感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応に取り組む。
計画	○ 保健師、助産師、保育士が概ね生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を実施。 ○ 助産師、保健師、保育士が妊娠後期から出産後概ね2カ月までの妊産婦（初産婦及び経産婦希望者）の家庭訪問を実施。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2・3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	6	4	1	8	育児力向上事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	児童福祉法に基づき、全ての児童は適切に養育され、愛され、保護されること、また児童の心身の健やかな成長が図られることを目的に保護者の育児力を支援する。					
基本事業を構成する細事業	1 乳児母子支援講座事業（IPPPOプログラム事業）					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 第1子が2か月～6か月未満の乳児とその保護者に対し、母子愛着形成の支援事業を実施した。			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	開催回数	5クール	5クール	5クール
	参加組数	59組	54組	51組
	※6回/クール、定員12組			
事業の成果・課題	【成果・評価】			
	○ IPPPOプログラム事業が実践的体験型の講座で、母子愛着形成につながりやすく、母親の育児に対する不安解消にもつながっており、受講後自主的に母親同士が集うなど、育児の孤立感や不安感の軽減を図ることができた。			
	【課題】			
	● 支援が必要な母子に対し、乳児の初期段階から支援を行っていく必要がある。			

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 引き続きIPPPOプログラムのスタッフと連携することで、支援が必要な母子に対し、乳児の初期段階から支援を行っていく。
計画	○ 年間5クールの実施を予定している。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	6	4	2	1	保育所地域活動推進事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	地域の住民及び保育所児童を対象に、保育所を地域資源として活用することで、児童の福祉向上を図っていく。					
基本事業を構成する細事業	1 保育所地域活動事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 小学生、中学生、高校生、保育実習生との交流。 小学生、中学生、高校生と読書交流や職場体験を通じた交流を実施した。			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	交流回数	12回	12回	12回
事業の成果・評価・課題	○ 各保育所（園）において、保育所の特性を生かし地域の高齢者との交流。 地域の福祉会やデイケア施設等の訪問では保育所で習う歌や発表会で行った遊戯を披露したり、子どもや高齢者ができる簡単なゲームを通じてふれあいの場を設けた交流を実施した。			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	交流回数	6回	6回	5回
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	○ 異年齢の人たちとの交流を通し、児童の社会性を養うことにつながった。			
	○ 世代間のふれあい活動を行うことで、子どもたちの思いやりの心を育むことや高齢者の生きがいにつながる交流となった。			
事業の成果・評価・課題	【課題】			
	● 地域行事などさまざまな地域活動の参加機会を検討していく。			

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 異年齢の人たちや世代間のふれあい活動を通し、児童の社会性を養い、保育所を地域資源として活用できるよう継続して実施する。
計画	○ 小学生、中学生、高校生などとの交流を実施。 ○ 地域の高齢者の方々との交流を実施。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2・3				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへの進捗
	6	4	3	1	ひとり親家庭等自立支援事業	60
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	ひとり親家庭等に対し、各種資金の貸付、家庭生活支援員の派遣、給付金の支給等を行い、自立した生活を送ることにより児童の福祉の増進を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業					
	2 母子父子家庭自立支援給付金事業					
	3 ひとり親家庭等日常生活支援事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業															
	○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業では、ひとり親家庭の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため、各種資金の貸付の受付を実施した。（県への進達）															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>貸付者数</td> <td>27</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	貸付者数	27	14	14							
		平成29年度	平成30年度	平成31年度												
	貸付者数	27	14	14												
	2. 母子父子家庭自立支援給付金事業															
	○ 高等職業訓練促進給付金事業では、ひとり親家庭が就職に有利な資格を取得する際に、3年を上限に毎月訓練促進費等を支給した。															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>給付者数</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	給付者数	11	10	6							
		平成29年度	平成30年度	平成31年度												
	給付者数	11	10	6												
○ 自立支援教育訓練給付金事業では、母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成する。																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>助成者数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	助成者数	0	2	0								
	平成29年度	平成30年度	平成31年度													
助成者数	0	2	0													
3. ひとり親家庭等日常生活支援事業																
○ ひとり親家庭等日常生活支援事業では、ひとり親家庭がさまざまな理由で、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣した。																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>要支援者数</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>支援回数（延）</td> <td>48</td> <td>34</td> <td>25</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	登録者数	18	16	11	要支援者数	8	6	5	支援回数（延）	48	34	25
	平成29年度	平成30年度	平成31年度													
登録者数	18	16	11													
要支援者数	8	6	5													
支援回数（延）	48	34	25													
事業の成果・課題	【成果・評価】															
	○ 支援を必要としている市民に対し、適切な支援を行うことができた。 ○ 窓口相談の他、市広報にて周知することができた。															
	【課題】 ● 引き続き支援が必要な市民に対し、確実に制度を周知できるよう、情報提供のあり方について検討する必要がある。															

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ ひとり親家庭等の生活安定とその子どもの福祉の増進を図るために重要な事業であり、今後も市民に対して事業の周知・啓発を行う。
計画	○ 市のホームページをはじめ、子育てBOOK、福祉のしおり等、さまざまな手法を用いて事業の内容を周知するとともに、相談体制を充実させていく。

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2・3				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	6	4	4	1	児童権利擁護事業	59
個別計画	子ども・子育て支援事業計画					
基本事業の概要	児童の養育等に関する悩みの解決を図るため、家庭児童相談や要保護児童等の支援を適切に行うとともに、児童虐待の予防と早期発見に努め、緊急時の一時保護等により児童の最善の利益を保障する支援を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 家庭児童相談支援事業					
	2 要保護児童等対策支援事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

<p>主な事業内容</p>	<p>1. 家庭児童相談支援事業</p> <p>○ 家庭児童相談室に3名の非常勤職員（任期付職員）を配置し、家庭・児童に関する相談・支援体制を充実し、さらなる他機関との連携を図った。</p> <p>・子ども家庭系の相談件数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談者数（実人数）</td> <td>1,715</td> <td>1,585</td> <td>1,539</td> </tr> <tr> <td>相談件数（延）</td> <td>6,433</td> <td>13,000</td> <td>15,987</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 児童家庭相談システムの導入に伴い、相談者の経過記録を詳細に管理できるようになったことで、正確な情報共有と適切な支援につなげることができるようになった。また、職員のケース管理に対する職員の意識が高まり、対応した詳細を逐次入力管理するよう努めたため、件数が増加した。</p> <p>○ 市広報にて児童虐待防止の啓発を行い、相談先として家庭児童相談室の周知を行った。</p> <p>○ 「子育て応援講座」を行い、子育てのヒントを伝えることにより児童虐待防止に努めた。</p> <p>2. 要保護児童等対策支援事業</p> <p>○ 要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、全体会議、個別ケース会議を開催し、関係機関によるケース検討等を行いながら最善の支援を行った。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議開催数</td> <td>28</td> <td>84</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>ケース数（延）</td> <td>1,314</td> <td>769</td> <td>658</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 児童家庭相談システムの導入により、相談者の経過記録を詳細に管理できるようになったことで、正確な資料に基づいたケース会議が開催でき、迅速な支援につなげることができた。</p> <p>○ 児童虐待防止啓発事業として、市内小中学校の保護者に対し、一斉メールやチラシを活用し、児童虐待防止推進月間の呼びかけを行った。</p> <p>○ 一般市民向けに街頭啓発事業を実施するとともに、保育園児や幼稚園児の保護者向けに、児童虐待防止啓発チラシを配布した。</p> <p>○ 市内小中学校の全児童生徒に対し、本人からのSOSにつなげるため、児童虐待防止シール付きの啓発用クリアファイルを作成し配布した。</p> <p>○ 市内4か所で街頭啓発を行い、児童虐待防止啓発チラシとウェットティッシュを配布した。</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	相談者数（実人数）	1,715	1,585	1,539	相談件数（延）	6,433	13,000	15,987		平成29年度	平成30年度	平成31年度	会議開催数	28	84	84	ケース数（延）	1,314	769	658
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																						
相談者数（実人数）	1,715	1,585	1,539																						
相談件数（延）	6,433	13,000	15,987																						
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																						
会議開催数	28	84	84																						
ケース数（延）	1,314	769	658																						

事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所（園）・幼稚園・学校との連携を緊密にするなど、相談・支援体制を充実したことで、要保護、要支援児童等の早期発見、早期対応につなげることができた。 ○ 相談件数が増加していることや相談内容が複雑かつ多岐にわたることから、児童相談所での実務経験が豊富で専門的知識を有したスーパーバイザー1名を引き続き配置した。 ○ 児童家庭相談システムにより、相談者の経過記録等を適切に管理することができた。 ○ 県事業の里親制度啓発のため、小・中学校、保育所（園）、幼稚園に対し、ポスター及びリーフレットの配布を行った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、個々の相談記録等の管理を徹底し、適切な支援を実施していく必要がある。
-------------	---

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童に関する相談等は、複雑で処遇困難なケースが増加傾向にあり、関係機関の協力なくして支援・解決が困難である。今後も関係機関等との連携を緊密にし適切な支援につなげる。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童の適切な保護・支援をはじめ、早期発見・早期対応を図るために、専門的知識と実務経験が豊富なスーパーバイザーを引き続き配置し、関係機関との連携を図りながら支援体制を強化していく。

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	6	5	1	4	高齢者社会参画支援事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	主に65歳以上を対象とし、住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うとともに、現在介護認定を受けていない高齢者が要介護状態にならないように予防をしていくきっかけの創出を目的とする。					
基本事業を構成する細事業	1 高齢者等介護予防サポーター活動支援事業					
	2 高齢者外出促進事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. 高齢者等介護予防サポーター活動支援事業</p> <p>○ 高齢者等が地域のつどいの場や高齢者施設等において運動・音楽及び話し相手等のボランティア活動を行うことで、高齢者自身の社会参加の促進や生きがいに資するとともに、つどいの場や高齢者施設等における介護予防を支援した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防登録者数</td> <td>238</td> <td>199</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td>活動回数（延）</td> <td>2,200</td> <td>3,409</td> <td>3,948</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 高齢者外出促進事業</p> <p>○ 高齢者に対して市内で実施される文化、スポーツ等に係る催事等の情報を提供することで社会参加を促進する。お出かけシールを催事等の会場で集めることでゲーム性を高め、一層外出を促進する。（シールを5枚集めると好きな賞品に応募でき、抽選で当たると賞品をもらえる）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シール発行枚数</td> <td>17,522</td> <td>17,000</td> <td>25,908</td> </tr> <tr> <td>ハンドブック配布冊数</td> <td>3,695</td> <td>3,741</td> <td>3,906</td> </tr> <tr> <td>年間応募実人数</td> <td>526</td> <td>526</td> <td>646</td> </tr> <tr> <td>年間応募枚数</td> <td>1,727</td> <td>1,804</td> <td>2,292</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	介護予防登録者数	238	199	238	活動回数（延）	2,200	3,409	3,948		平成29年度	平成30年度	平成31年度	シール発行枚数	17,522	17,000	25,908	ハンドブック配布冊数	3,695	3,741	3,906	年間応募実人数	526	526	646	年間応募枚数	1,727	1,804	2,292
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																														
介護予防登録者数	238	199	238																														
活動回数（延）	2,200	3,409	3,948																														
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																														
シール発行枚数	17,522	17,000	25,908																														
ハンドブック配布冊数	3,695	3,741	3,906																														
年間応募実人数	526	526	646																														
年間応募枚数	1,727	1,804	2,292																														
事業の成果・評価・課題	<p>1. 【成果・評価】</p> <p>○ 高齢者等のボランティアが地域のつどいの場や高齢者施設において運動や音楽等の健康づくりを支援した。</p> <p>○ 高齢者がボランティアを行うことで自身の生きがいをづくり、健康づくりを行った。</p> <p>【課題】</p> <p>● 今後も高齢者が増えることが想定され、住みなれた地域で安心して暮らせるための多様なニーズに応じていく必要がある。</p> <p>2. 【成果・評価】</p> <p>○ 事業の定着が進み、年々参加する高齢者が増えている。</p> <p>【課題】</p> <p>● 通年での事業実施を要望する声もあるが、当該年度の催事情報の収集及び情報冊子の作成期間（4月～5月）が必要であるため、要望に応えられていない。</p> <p>● 参加者が固定化しないように情報の発信や運営を工夫する。</p>																																

【2020（令和2）年度の事業計画】

<p>方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動の領域を広げ、高齢者が安心して暮らすための生活支援を充実させる。 ○ 運動及び音楽サポーターの養成を充実させて、地域のつどいの場等における介護予防活動を支援する。 ○ 広く事業周知を図る工夫をし、新たな高齢者の社会参加を促す。 ○ 新たな企画等の導入を含め、民間委託の方法を検討する。
<p>計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の多様なニーズに応えられるサポーターを養成し、さらに地域のつどいの場支援を充実させる。 ○ 抽選による賞品贈呈といったゲーム性を継続しながら、催事情報の発信を工夫する。

様式①

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	6	5	2	1	高齢者包括支援事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者に関する相談・支援体制を構築するとともに、成年後見制度利用支援等による高齢者の権利擁護の取組を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 総合相談支援事業					
	2 高齢者緊急一時保護事業					
	3 高齢者虐待対策事業					
	4 高齢者成年後見制度利用支援事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 総合相談支援事業（実数）			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	新規相談件数	657	873	1,028
	新規後継続対応件数	203	288	289
	2. 高齢者緊急一時保護事業（実績） 平成31年度 0 （単位：件）			
	3. 高齢者虐待対策事業			
	4. 高齢者成年後見制度利用支援事業（権利擁護関連相談）			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	成年後見制度	9	9	9
	虐待関連	17	14	13
その他	7	5	7	
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】			
	○ 社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員等の専門職が中心となり、地域包括支援センターに寄せられた相談に対して、介護、福祉、医療機関、高齢者関連施設への入所などの支援を行うとともに、必要に応じて成年後見制度の紹介を行うなど、高齢者の尊厳ある生活の実現に向けた窓口機能を果たした。			
	○ 地域包括支援センターについて、地域での集いの場や出前講座、民生委員会での情報交換の機会を捉えて呼びかけ・周知を行った。			
	○ 虐待案件に対し、課内で構成している虐待対応職員によるコアメンバー会議を開催し緊急性の判断や支援方法を検討し対応した。			
	【課題】			
● 高齢者の増加に伴い相談件数も増えている。今後もきめ細かな対応を行うために、地域や他機関との更なる連携や、地域包括支援センターの相談体制の充実が必要である。				

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 地域包括支援センター機能の周知と相談体制の充実を図りながら、地域や他機関との連携を強化して高齢者総合相談事業を実施していく。
	○ 成年後見制度や虐待防止の周知を図りながら、関係機関と連携して高齢者の権利擁護体制の充実を図っていく。
計画	○ 地域活動の場や出前講座等による地域包括支援センターの周知。
	○ 身近な地域での相談体制の構築（基幹型、委託型包括支援センター（3か所）の設置等を令和3年度に予定）
	○ 高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加に伴い、更なる高齢者虐待防止や早期発見に努め、権利擁護事業を推進していく。

部	担当課
保健福祉部	介護支援課

個別の人権問題	4				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	6	5	2	3	高齢者在宅生活支援事業	61
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画					
基本事業の概要	在宅サービス等の提供や、認知症サポーター養成及び見守りネットワークの構築により、高齢者が住みなれた地域で最期まで安心して暮らせるようにする。					
基本事業を構成する細事業	1 民間事業者高齢者見守り事業					
	2 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業					
	3 認知症サポーター養成事業					
	4 高齢者24時間見守り事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 民間事業者高齢者見守り事業						
	○ 市内事業者と高齢者の見守りに関する協定書を締結し、高齢者の生活の異変をすばやく把握できるようにした。また、円滑な見守り活動が実施できるよう情報共有・交換を目的に協定事業者を対象とした会議を開催した。（参加事業者：15事業者、協定締結事業者：34事業者（令和2年3月末時点））						
	2. 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業						
	○ 警察及び近隣自治体と連携して、徘徊のおそれがある人の事前登録と捜索協力メールの配信等を行うことで、行方不明になった高齢者を早期に発見できる仕組みを整えた。						
			平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	事前登録者数		20	33	31		
	捜索協力者数		596	664	714		
	3. 認知症サポーター養成講座						
			平成29年度	平成30年度	平成31年度		
	実施回数		18	15	14		
サポーター養成（人）		1,048	1,384	1,173			
サポーター数累計		7,145	8,529	9,702			
(内訳)小学生対象		実施回数8回		ジュニアサポーター	養成数：	615人	
中学生対象		実施回数3回			養成数：	512人	
成人向け		実施回数3回			養成数：	46人	
4. 高齢者24時間見守り事業（安否確認緊急対応コール事業）							
		平成29年度	平成30年度	平成31年度			
設置人数		96	84	84			
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】						
	○ 民間事業者高齢者見守り事業により異変が起こった高齢者2人に対応することができた。						
	○ 捜索協力者や事前登録者は増加している。平成31年度は2件の捜索メール配信があり、捜索活動の一助となった。						
	○ 認知症サポーター養成講座においては、全小学校5年生（小野小は6年生）及び全中学校1年生で実施し、振り返りの学習が定着している。						
	○ 安否確認緊急対応コールの利用者については、希望があれば人感センサーを無償で設置している。また、オペレーターによる買い物等の取次ぎサービスも実施している。						
	【課題】						
	● 現状を維持しつつ見守り体制のあり方を再構築する必要がある。						
	● 徘徊高齢者の捜索に関し、他機関との迅速な連携方法を確立する必要がある。						
	● SOSネットワーク事業の効果を高めるためには、事前登録者や捜索協力者を増やすことが必要。そのため、より効果的な周知・啓発を行う必要がある。						

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見守り活動に関する協定事業者の増加及び情報交換会の実施を行い、高齢者見守り体制を推進する。 ○ 認知症高齢者等徘徊SOSネットワークの事前登録者及び搜索協力者を増やしていく。 ○ 市民や小・中学生を対象に、認知症サポーター養成講座を継続実施する。 ○ 安否確認緊急対応コール事業の周知を図る。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者との高齢者見守り体制の構築。 ○ 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業の事前登録者及び搜索協力者の拡大。 ○ 認知症サポーター養成講座を通じた認知症に関する理解促進に向けた普及啓発。

様式①

部	担当課
保健福祉部	福祉課

個別の人権問題	5				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへの進捗
	6	6	1	3	障害者相談支援事業	63
個別計画	第3期古賀市障害者基本計画					
基本事業の概要	障がい者の不安や悩みを解消し、地域で安心して暮らすことができるよう、支援体制を整備する。					
基本事業を構成する細事業	1 障害者相談事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 相談支援															
	<ul style="list-style-type: none"> 来所や電話などで障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら支援を行った。 障がい者やその家族が相談員となり助言等を行う、「ピアカウンセリング」を実施した。 <p>相談件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者生活支援センター「咲」</td> <td>1,280</td> <td>1,364</td> <td>1,385</td> </tr> <tr> <td>地域活動支援センター「みどり」</td> <td>972</td> <td>1,004</td> <td>1,481</td> </tr> <tr> <td>ピアカウンセリング</td> <td>64</td> <td>45</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	障害者生活支援センター「咲」	1,280	1,364	1,385	地域活動支援センター「みどり」	972	1,004	1,481	ピアカウンセリング	64	45
	平成29年度	平成30年度	平成31年度													
障害者生活支援センター「咲」	1,280	1,364	1,385													
地域活動支援センター「みどり」	972	1,004	1,481													
ピアカウンセリング	64	45	24													
事業の成果・評価・課題	○ 関係機関との連携															
	<ul style="list-style-type: none"> 2市1町（福津市・古賀市・新宮町）障害者地域支援ネットワーク協議会を定期的に開催し、情報や課題を共有し、解決策を検討した。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス事業者（実務担当者）連携会議</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>市内外の障害福祉サービス事業者での就労部会</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>2市1町（福津市・古賀市・新宮町）障害者地域支援ネットワーク協議会事務局会議</td> <td>11回</td> </tr> </tbody> </table>	障害福祉サービス事業者（実務担当者）連携会議	6回	市内外の障害福祉サービス事業者での就労部会	11回	2市1町（福津市・古賀市・新宮町）障害者地域支援ネットワーク協議会事務局会議	11回									
障害福祉サービス事業者（実務担当者）連携会議	6回															
市内外の障害福祉サービス事業者での就労部会	11回															
2市1町（福津市・古賀市・新宮町）障害者地域支援ネットワーク協議会事務局会議	11回															

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 引き続き、障がい者やその家族に対し相談支援を行い、障がい者が安心して生活を送れるよう事業を継続する。
計画	○ 2市1町障害者地域支援ネットワーク協議会の中の各専門部会において、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者と情報を共有し、支援する側のスキルアップを行い、障がい者の不安や悩みの解消に努める。

様式①

部	担当課
保健福祉部	福祉課

個別の人権問題	5				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへ [°] -ジ [°]
	6	6	2	3	障害者社会参加支援事業	63
個別計画	第3期古賀市障害者基本計画					
基本事業の概要	障がい者の自立と社会参加の促進を図るとともに、障がい者雇用の促進へつなげる。					
基本事業を構成する細事業	1 障害者就労促進事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 職場体験の機会の提供 職場体験の場を確保し、障がい者に職業選択の機会を提供するとともに、障がいについて雇用者の理解を深めることができた。								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>実施件数(延)</td> <td>78</td> <td>97</td> <td>97</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施件数(延)	78	97	97
		平成29年度	平成30年度	平成31年度					
	実施件数(延)	78	97	97					
○ 就労支援セミナー 就労に対する意欲や関心を高めるため、障がい者や支援者に対し「就労支援セミナー」を開催した。									
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施回数	2	2	1	
	平成29年度	平成30年度	平成31年度						
実施回数	2	2	1						
事業の成果・評価・課題	○ 1日職業体験ツアー 就労の前段階として、障がい者に社会参加の喜びや楽しさを感じてもらうため、「1日職業体験ツアー」を開催した。								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施回数	1	1	1
		平成29年度	平成30年度	平成31年度					
	実施回数	1	1	1					
【成果・評価】									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場体験を行った事業所への就労につながった。 ○ セミナー後のアンケートでは、「参考になった」、「仕事をしてみたいと感じた」と回答された方が過半数を超えた。 ○ 障害者就業・生活支援センターちどりが主催する障害者雇用促進に向けた企業セミナーの企画・運営に参画し、企業のニーズについてヒアリングする等の取組を行うことができた。 									
【課題】									
● 新たな職場体験の場を確保できるよう関係機関と連携するとともに、今後も参加者のニーズに合致したセミナーやツアーを企画する必要がある。									

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 引き続き、障がい者の自立や社会参加の促進を図るため、事業を継続する。
計画	○ 関係機関と連携し職場体験の場を確保するとともに、就労部会においてセミナーやツアーの内容、回数を計画し、社会参加や就労意欲の向上と就労定着を図る。

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	6	7	1	1	生活相談事業	65
個別計画						
基本事業の概要	同和問題をはじめさまざまな人権問題解決に向け、市民からの相談内容に応じた支援を行なう。					
基本事業を構成する細事業	1 生活相談事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 隣保館設置運営要綱において、隣保館の基本事業として規定されている相談事業（生活・教育・就労等）については、古賀市消費生活センターや古賀法律相談センターと相互に連携することで、相談機能の充実が図れた。</p>			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	相談件数	236	438	454
	※ 相談内容としては、離婚、相続、契約、就労等の相談が多い傾向にある。			
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 隣保館窓口のほか、各集会所周辺地域の住民から寄せられる相談には、集会所に出向いて対応したことで、相談者の負担軽減にも配慮することができた。</p> <p>○ 来館された市民の相談内容を丁寧に聴き取り、その内容に応じた部署（市役所をはじめ、消費生活センター、法律相談センター、無料職業紹介所など）につなぐとともに、関係機関と連携して対応した。</p>			
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな問題を抱える市民が、隣保館を「くらしの相談所」として利用してもらえるように、効果的な市民周知の方法を引き続き研究していく必要がある。 ● 高齢化の進展に伴って、「相談」機能の強化、充実はさらに重要になってくることから、相談しやすい隣保館の在り方について研究していく必要がある。 			

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	<p>○ 隣保館職員の相談対応技術の向上に努める。</p> <p>○ 隣保館に求められる相談対応力を更に高めていくとともに、関係機関との連携によるワンストップ相談機能を充実し、市民が抱える悩みや課題の解決に取り組む。</p>
計画	<p>○ 隣保事業を通じ、市民が抱える悩みや問題の早期解決へつなげる。</p> <p>○ 関係機関と緊密に連携し、より充実した相談体制の構築を図る。</p>

様式①

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ
	6	7	2	1	就労支援事業	65
個別計画						
基本事業の概要	就労希望者を対象にパソコン講座を開催し、就労に必要な技術を高め、就労へつなげる。					
基本事業を構成する細事業	1 職業技能教育事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ より早く就労につなげるために、ゼロからのパソコン講座・初級講座・中級講座を一本化し、短期集中形式（3週間程度）で実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講生（実人数）</td> <td>33</td> <td>24</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>うち就労決定者</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業の詳細】</p> <p>① 5月13日～6月5日 全9回 参加者3名 ② 7月1日～7月19日 全9回 参加者3名 ③ 8月30日～9月20日 全9回 参加者3名 ④ 11月11日～11月28日 全9回 受講希望者無く未実施 ⑤ 2月19日～3月11日 全9回 参加者6名</p> <p>・ 全クールともにワード、エクセル、パワーポイントの基礎学習を行った。</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	受講生（実人数）	33	24	15	うち就労決定者	15	20	5
		平成29年度	平成30年度	平成31年度									
受講生（実人数）	33	24	15										
うち就労決定者	15	20	5										
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ パソコン講座の受講後、即座に就労できた人は少なかったが、受講者はそれぞれにスキルを高め、就労への準備を整えることが出来た。</p> <p>【課題】</p> <p>● 受講者数が減少傾向であることから、関係機関とその原因等について分析を行いつつ、事業継続の必要性や事業内容の見直し等も含めて検討するなど、隣保館が今後取り組む効果的な就労支援施策について研究していく必要がある。</p>												

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ パソコン講座を実施しつつ、関係機関等と連携し、就労希望者のニーズに則した就労支援施策を企画・実施していく。
計画	○ 午前中の講座実施など、市民のニーズに合わせた事業を開催する。

様式①

部	担当課
建設産業部	商工政策課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・9				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへのシ
	6	7	2	1	就労支援事業	65
個別計画						
基本事業の概要	市民及び古賀市での就労を希望する市外住民を対象に、無料職業紹介所を開設することにより、就労支援を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 職業紹介事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開設時間 : 平日（土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く） 午前9時15分から午後5時まで ○ 業務内容 : 求職者へのキャリアカウンセリング （履歴書の書き方、面接の心得などを指導） 求職者と求人企業とのマッチング 求人企業の発掘 															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就職決定者数（延数）</td> <td>371</td> <td>355</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>新規求職者数</td> <td>294</td> <td>361</td> <td>354</td> </tr> <tr> <td>就職決定率（%）</td> <td>126.2</td> <td>98.3</td> <td>79.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※就職決定率＝就職決定者数（延数）÷新規求職者数</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	就職決定者数（延数）	371	355	280	新規求職者数	294	361	354	就職決定率（%）	126.2	98.3
	平成29年度	平成30年度	平成31年度													
就職決定者数（延数）	371	355	280													
新規求職者数	294	361	354													
就職決定率（%）	126.2	98.3	79.1													
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業への就労を通して多くの市民の生活安定を図り、一人ひとりが豊かに暮らせる社会を実現することに寄与できた。 ○ 相談者に対し丁寧に対応することで信頼関係を築き、相談者に寄り添った求人の紹介ができた。 ○ 無料職業紹介所に隣接する相談室を活用し、相談者のプライバシーへの配慮を心掛けた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 採用後の状況も注視した、離職状況・就業環境等の把握。 ● 相談員の人権感覚を向上させるため、市内で開催される人権研修会等への参加を促す。 ● 就職意欲はあるが体力や持病等の悩みを抱える高齢者等への求人紹介。 															

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 就職決定者数等のみに着目するのではなく、求職者一人ひとりの生活に合った職業紹介ができることを目標とする。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 求職者、求人者双方からの聞き取り、相談対応を丁寧に行う。 ○ 求職者へのキャリアカウンセリングは、本人の状況を見極め、必要に応じ基本的な生活アドバイスも行う。 ○ 求職者、求人者双方に対する効果的な周知方法を検討する。

様式①

部	担当課
教育部	青少年育成課

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへのリンク
	6	7	2	2	学童保育所保育事業	65
個別計画						
基本事業の概要	児童が安心、安全かつ健全に放課後等を過ごすことができるよう、学童保育所を開設（委託）し、事務事業等を確実にを行うことで、保護者の就労支援を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 学童保育所管理運営事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 児童が安心、安全かつ健全に放課後等を過ごすことができるよう学童保育所運営を確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学童保育所連絡協議会 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>※施設長と学童保育の計画的な運営について協議した。</p> 学童保育所要支援児童等入所指導委員会 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>※特別な支援が必要な児童に対して、サポートを行う指導員をどれだけ配置すべきか協議を行った。</p> <p>○ 指導員の人権感覚を磨くために、特別支援教育の視点に立った研修会を実施した。（年1回）</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施回数	2	2	2		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施回数	8	8	8
	平成29年度	平成30年度	平成31年度														
実施回数	2	2	2														
	平成29年度	平成30年度	平成31年度														
実施回数	8	8	8														
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 子どもの成長段階に応じた「古賀市学童保育所保育計画基底版」を基に、年間計画とデイリープログラムを作成し保育を実施したことで、学童保育の充実が図られ、児童の健全育成につながった。</p> <p>○ 学童保育に対するニーズが年々高まっており、安全かつ適正な学童保育所の運営及び指導員、施設の確保を継続して行うことで、待機児童0を堅持することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 学童保育所の入所児童が増えているなか、必要な指導員の確保が難しくなっている。</p>																

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 学童保育に対するニーズが年々高まっており、指導員一人ひとりの資質の向上を図ることで、児童の健全育成や保護者が安心して就労等できるよう支援を続けたい。
計画	<p>○ 児童が学童保育所において安心、安全かつ健全に過ごすことができるよう、委託先施設長及び指導員との連携を緊密にし運営の充実に努める。</p> <p>○ 人権研修を実施し、指導員の人権感覚の向上を図る。</p>

様式①

部	担当課
保健福祉部	福祉課

個別の人権問題	10				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへのリンク
	6	7	3	2	生活困窮者自立支援事業	66
個別計画						
基本事業の概要	お金や仕事など、暮らしの困りごとの相談を受け付け、関係機関と連携しながら、世帯が抱える課題に応じた支援を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 生活困窮者自立相談支援事業					
	2 生活困窮者家計相談支援事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 新規相談対応							
	<ul style="list-style-type: none"> 暮らしの困りごとに関する相談を受け、助言・支援等を実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規相談件数</td> <td>109</td> <td>126</td> <td>138</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	新規相談件数	109	126
	平成29年度	平成30年度	平成31年度					
新規相談件数	109	126	138					
事業の成果・課題	○ 継続・計画的支援							
	<ul style="list-style-type: none"> 自立の促進を図るため、一体的かつ計画的に支援を実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画的支援者数</td> <td>11</td> <td>36</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計画的支援者数	11	36
	平成29年度	平成30年度	平成31年度					
計画的支援者数	11	36	68					
事業の成果・課題	【成果・評価】							
	○ 支援を必要としている人に対し、適切な支援を行うことができた。							
事業の成果・課題	【課題】							
	● 支援が必要な人が本事業につながるよう、周知・連携を図る必要がある。							

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き事業を実施するとともに、支援が必要な人が本事業につながるよう、関係機関と連携し周知を実施する。 引きこもりで生活リズムが崩れているなど、直ちに就労することが難しい人への就労に向けた計画的な支援を新たに実施する。
計画	○ 新規事業として、直ちに就労することが難しい人への計画的支援を行う「就労準備支援事業」を開始する。

様式①

部	担当課
保健福祉部	予防健診課

個別の人権問題	10				人権課題	救済・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	6	7	4	1	心の健康づくり啓発事業	66
個別計画	古賀市いのち支える自殺対策計画					
基本事業の概要	生活全般や体の健康に大きな影響を与える心の健康を支え、ひいては自殺を予防する					
基本事業を構成する細事業	1 心の健康づくり啓発事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報やパネルの掲示（サンコスモ古賀内に常時掲示）、自殺予防月間（3月）には横断幕を設置して、自殺予防の啓発を行った。 ○ 自殺予防対策として、自殺の複合的な要因の一つであるストレスやうつに関する知識の向上及び理解の促進を図るため、市民及び市職員向けのゲートキーパー研修会をそれぞれ実施した。 ○ 自殺予防の視点において、自殺の要因となる様々な悩みを持っている方を適切な窓口につなぐことが重要であり、市や県などの相談先をまとめた相談窓口一覧を作成し、市民や関係機関に配布を行った。 														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民向け研修会参加者数</td> <td>59</td> <td>61</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>市職員向け研修会参加者数</td> <td>352</td> <td>314</td> <td>348</td> </tr> </tbody> </table>					平成29年度	平成30年度	平成31年度	市民向け研修会参加者数	59	61	25	市職員向け研修会参加者数	352	314
	平成29年度	平成30年度	平成31年度												
市民向け研修会参加者数	59	61	25												
市職員向け研修会参加者数	352	314	348												
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や市職員に対する研修をとおして、自殺対策の視点を持った人材の養成、意識向上につなげるとともに、相談窓口一覧を作成し、適切な機関につなぐことによる自殺予防の取組を図った。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「古賀市いのち支える自殺対策計画」に基づいた事業を確実に遂行するためにも、進捗管理を徹底していく必要がある。 ● 自殺対策に関わる人材の養成と資質向上、及びそれらの人材との連携を促進していくため、市職員はもとより、市民に対する継続した意識向上の取組が必要である。 														

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺者ゼロをめざし、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」の低減と「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」の増加を図る。 ○ 市の各事業の中で「自殺予防の視点、意識」を加えることにより、庁内横断的に取り組むとともに、関係機関と連携し自殺予防を図る。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策にかかる人材の確保、養成及び資質の向上のため、市職員及び市民向けゲートキーパー研修を継続して実施する。 ○ 「古賀市いのち支える自殺対策計画」に基づき、庁内各課と連携しながら自殺対策を推進するとともに、医師や有識者等で構成する「健康づくり推進協議会」による進捗管理を実施する。

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	救済・教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	7	1	1	2	人権団体活動支援事業	68
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市内人権関係機関・団体に対し財政的支援を行うことで、本市の人権施策の推進に共働で取り組む。					
基本事業を構成する細事業	1 同和地区改善活動支援事務					
	2 人権擁護委員活動支援事務					
	3 社会人権・同和教育推進事務					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>1. 同和地区改善活動支援事務 ○ 補助金交付要綱に基づき補助金を交付し、同和地区関係団体の自主的活動を支援するとともに、市の人権施策を共働で推進することができた。</p> <p>2. 人権擁護委員活動支援事務 ○ 人権の花運動事業や相談事業など人権擁護活動を支援した。 ・ 人権の花運動（3小学校3学年対象） ・ 毎月5がつく日に人権相談「そうだん5（ファイブ）」を実施した。</p> <p>3. 社会人権・同和教育推進事務 ○ 社会教育の側面から人権教育・啓発活動を推進するため、古賀市社会「同和」教育推進協議会（以下「社同推」という。）に事業委託し、市民に対する人権教育・啓発活動を行った。</p> <p>・ 小学校8校区において各校区年2回「校区人権啓発研修会」を実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> <td>全16回中14回実施</td> </tr> <tr> <td>参加者数(8校区)</td> <td>573</td> <td>457</td> <td>464</td> <td>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため2回中止</td> </tr> </table> <p>・ 全市民を対象とした「みんなの人権セミナー」を全4回実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数（全4回）</td> <td>1,198</td> <td>1,851</td> <td>958</td> </tr> </table> <p>※第4回目は「いのち輝くまち☆こが」の特別講座として実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>139</td> <td>112</td> <td>129</td> </tr> </table>							平成29年度	平成30年度	平成31年度	全16回中14回実施	参加者数(8校区)	573	457	464	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため2回中止		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数（全4回）	1,198	1,851	958		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	139	112	129
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	全16回中14回実施																												
参加者数(8校区)	573	457	464	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため2回中止																												
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																													
参加者数（全4回）	1,198	1,851	958																													
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																													
参加者数	139	112	129																													
事業の成果・評価・課題	<p>1. 【成果・評価】 ○ 同和問題解決のための啓発活動や人権侵害救済のための法整備等に関する国への要請行動、地域で人権相談などに取り組む団体と、共働で人権啓発や人権施策を推進することができた。</p> <p>2. 【成果・評価】 ○ 市民からのさまざまな人権相談に対応し、解決に向けた支援を行うことができた。 ○ 人権の花運動を市内小学校で実施することで、児童・生徒の人権意識の高揚を図ることができた。</p>																															

事業 課題の （成果 づくり ・評価 ）	<p>3. 【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校区啓発研修会では、開催日時や内容について、協議を行い実施することができた。 ○ みんなの人権セミナーでは、古賀市立PTCA連合会や学校人権教育研究協議会と共催で実施することができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社同推による、みんなの人権セミナーや校区人権啓発研修で、人権問題を自分事として捉えられる内容づくりが必要である。
-------------------------------------	--

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を図るため、引き続き人権関係団体に対し財政的支援を行うとともに、今後も人権のまちづくりの推進に共働して取り組む。
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権関係団体に対し財政的支援を行い、人権のまちづくりに取り組む。

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ ージ
	7	1	1	5	隣保事業推進事業	68
個別計画						
基本事業の概要	すべての市民の人権が守られるまちをめざし、文化教養向上事業を通して参加者の人権意識向上を図る。また、これら隣保館の取組を市広報紙等で紹介し、地域啓発を行なう。					
基本事業を構成する細事業	1 文化教養向上事業					
	2 隣保事業情報発信事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 文化教養向上事業 ○ 生花教室・民舞教室を隔週、隣保館及び2集会所で実施した。（各教室 年18回） ・ 生花教室（1教室） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </table> ・ 民舞教室（2教室） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>8</td> </tr> </table> ・ パソコン教室（1教室） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	8	8	8		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	10	10	8		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	0	4	0
		平成29年度	平成30年度	平成31年度																					
参加者数	8	8	8																						
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																						
参加者数	10	10	8																						
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																						
参加者数	0	4	0																						
事業の成果・評価・課題	2. 隣保事業情報発信事業 ○ 隣保館の施設や隣保館で行っている事業などについて、市公式ホームページに掲載し周知した。 ○ 隣保事業の周知と人権啓発を目的に、隣保館独自の広報紙である「ひだまり館だより」を年4回発行した。 ○ 隣保事業を紹介するDVDを作成し「ひだまり館まつり」開催時に上映した。 1. 【成果・評価】 ○ 経済的格差やさまざまな事情によって文化・教養を身につける機会を保障されなかった人たちの学びの場となった。 【課題】 ● 各教室の参加者が固定化・高齢化しており、参加者数も減少傾向にある。また、パソコン教室は、受講希望者が無く実施できなかったことから、ニーズの把握を行いながら、今後の事業のあり方について検討する必要がある。 2. 【成果・評価】 ○ 「ひだまり館だより」を発行し、さまざまな情報を発信することができた。 【課題】 ● 広報紙「ひだまり館だより」の紙面の充実を図りながら、人権啓発としての効果的な情報発信についてさらに検討する必要がある。																								

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 交流による人権意識の向上と人権課題を解決していくため、隣保館で行う事業への参加者を増やすとともに、情報発信に努める。 ○ 市民のニーズを的確に把握し、それに応えられる事業の企画・実施と、効果的な周知・啓発を行う。
計画	○ 文化教養事業（教室）については、年24回実施する。 ○ 隣保館及び2集会所で生花教室・民舞教室・パソコン教室を実施する。 ○ パソコン教室については、市民のニーズを把握しながら内容を検討する。 ○ 隣保館の役割や事業のPRを含め、人権に関する効果的な情報発信を行う。

様式①

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへのページ
	7	1	1	7	人権相談事業	68
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市民を対象に、人権問題や悩み事の解決を図るため、相談窓口を開設し適切な対応と助言を行う。					
基本事業を構成する細事業	1 人権相談事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 毎月5が付く日に、人権擁護委員及び行政相談委員による「そうだん5（ファイブ）」を開設し、市民が抱えるさまざまな人権課題や悩みの解決に向けた支援を行った。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数(延)</td> <td>35</td> <td>45</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	相談件数(延)	35	45
	平成29年度	平成30年度	平成31年度					
相談件数(延)	35	45	20					
事業の成果・評価・課題	○ 6月1日が「人権擁護委員の日」であることから、古賀市における「特設人権相談所」の開設などについて街頭啓発を実施した。 ・ 実施日 5月15日 ・ 実施場所 サンリブ、業務スーパー（2か所）							
	○ 古賀市「特設人権相談所」を開設した。 ・ 開設日 6月5日 ・ 相談者 4名							
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 相談内容によって関係課との情報共有・情報提供等を行うなど、連携して取り組むことができた。 ○ 人権にかかわる問題や近隣とのトラブルなど、身近で困っていることに対し、人権擁護委員や行政相談委員が相談者に寄り添い、問題解決につなげることができた。 ○ 6月の「人権擁護委員の日」に向け、市広報紙への掲載や街頭啓発の際に「そうだん5（ファイブ）」の啓発カードを配布したことで、市民への周知を図ることができた。 ○ 市の人権擁護委員は、法務局によるスキルアップ研修等を受講するとともに、市職員においても、相談員としての専門研修を受講するなど、ともに資質向上を図ることができた。							
	【課題】 ● 相談内容も複雑・多様化してきているため、さらなるスキルアップを図る必要がある。 ● 昨年より相談者が減少しているため、さらなる市民の周知が必要である。							

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 人権相談等の内容が複雑・多様化してきているため、市役所内及び関係各機関等と緊密に連携し、相談者に寄り添いながら、問題解決につなげていく。
計画	○ 毎月5の付く日に「そうだん5（ファイブ）」を開設するとともに、6月の人権擁護委員の日に向けた街頭啓発及び「特設人権相談所」を開設する。

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへの進捗
	7	1	2	1	人権教育・啓発事業	68
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	同和問題をはじめあらゆる差別の解決に向けて、行政と市民が一体となり、「いのち輝くまちづくり」を推進する。					
基本事業を構成する細事業	1 人権教育事業					
	2 人権尊重啓発事業（人権を尊重する市民の集い事業）					
	3 人権啓発事業					
	4 人権・同和教育事業（各団体人権研修事業）					
	5 人権尊重啓発事業（人権尊重推進委員会事務局事務）					
	6 同和問題啓発事業（同和問題を考える市民のつどい事業）					
	7 人権教育研究事業（「同和」教育研究大会事業）					
	8 次世代人権リーダー育成事業					
	9 人権教育・啓発情報発信事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 人権教育事業			
	○ 福岡県社会人権・同和教育担当者協議会福岡ブロック研修会や糟屋地区社会人権・同和教育担当者会議に参加し、職員の資質向上を図った。（11回/年）			
	2. 人権尊重啓発事業（人権を尊重する市民の集い事業）			
	○ 「いのち輝くまち☆こが2019」を開催し、市民を対象に人権啓発に取り組んだ。			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	参加者数	942	857	680
	・ 開催日 : 12月8日（日）			
	・ 午前の講演 : 演題「混迷の時代を生きる”命の重さ”」 講師：江川 紹子 氏（ジャーナリスト）			
	3. 人権啓発事業			
	○ ① 人権の花運動を実施し、児童の人権意識向上を図った。 （花鶴、青柳、小野の3小学校）			
② インターネット上のサイトにおいて、人権侵害や差別書き込み等がないか、適時サイバーパトロールを実施した。				
③ 「古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」を制定した。				
4. 人権・同和教育事業（各団体人権研修事業）				
○ 市内の行政機関や団体等を所管する部署が実施する人権・同和问题研修を支援した。（市内建設業者等、行政区長会、市農業委員会、市消防団、民生委員・児童委員）				

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容（つづき）

5. 人権尊重啓発事業（人権尊重推進委員会事務局事務）

- 古賀市人権尊重推進委員会全体会を全3回開催。12月の人権尊重週間において、第1部会から第4部会がそれぞれの取組を進めるにあたり、事務局として各部会との連絡調整を行い、人権尊重週間中に「いのち輝くまち☆こが2019」を開催した。

第1部会	小・中・高・特別支援学校・市民から募集した人権作文・ポスター等を集約。
第2部会	「いのち輝くまち☆こが」の企画・運営。
第3部会	人権啓発冊子（人権カレンダー）の作成・配布。
第4部会	横断幕設置、啓発放送、人権ミニコンサートなど、啓発活動の企画・実施。

6. 同和問題啓発事業（同和問題を考える市民のつどい事業）

- 第39回古賀市「同和問題を考える市民のつどい」を実施した。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
参加者数	517	中止	579

7. 人権教育研究事業（「同和」教育研究大会事業）

- 「いのち輝くまち☆こが2019」午後の部において、2つの分科会及び特別講座を実施した。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
参加者数	341	292	328

8. 次世代人権リーダー育成事業

- 次世代人権リーダー育成を目的に、市広報紙をはじめ市内2つの高校などを通じて事業参加者を募集し、部落解放全国高校生集会へ2名の高校生が参加した。

9. 人権教育・啓発情報発信事業

- 7月の「同和問題啓発強調月間」と12月の「人権尊重週間」において、人権啓発パネル展示を行った。

時期	実施期間	テーマ
7月期	6月26日～7月11日	「全九州水平社創立90周年～おもいを未来へ～」
	7月17日～31日	「民衆の力を学ぶ～波染一揆・筑前竹槍一揆」
12月期	12月5日～25日	人権尊重作品（ポスター・標語・作文）

- 中村哲さんの功績とその志を未来へつなぐべく、追悼パネル展及び追悼トークを開催した。

実施期間	実施場所
1月20日～2月3日	古賀市役所 市民ホール
2月4日～12日	リーパスプラザこが 交流館 フォーラム

事業の成果・評価・課題	<p>1. 【成果・評価】 (人権教育事業)</p> <p>○ 糟屋地区社同担会議では、毎年度設定する研究課題に取り組むとともに、糟屋地区1市7町での人権のまちづくりについて、各地の取組に学ぶことができた。</p> <p>2. 【成果・評価】 (人権を尊重する市民の集い事業)</p> <p>○ 「いのち輝くまち☆こが2019」については、人権問題を自分事として捉えられる講師選定を行うことにより、より深く人権について考え、学ぶ機会となった。</p> <p>3. 【成果・評価】 (人権啓発事業)</p> <p>○ 人権擁護委員による人権の花運動では、いのちの大切さや、お互いが協力し合うことを学ぶことができ、フェスタ等において、風船に児童の思いとヒマワリの種を添えて飛ばすことができ、児童の人権意識向上につながった。</p> <p>○ 関係団体や附属機関等の意見を踏まえ「古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」を制定することができた。(令和2年4月1日)</p> <p>【課題】</p> <p>● 条例の具体化について検討し市民周知を図る必要がある。</p> <p>4. 【成果・評価】 (人権・同和教育事業)</p> <p>○ 庁内の関係部署と連携し、古賀市の建設業者や行政区長、農業委員、消防団、民生委員・児童委員に対する人権・同和问题研修を実施したことで、受講者の人権意識の向上につながった。</p> <p>5. 【成果・評価】 (人権尊重推進委員会事務局事務)</p> <p>○ 全体会にて、古賀市人権尊重推進委員会の目的や事業内容について意思統一を図り、全体会終了後各部会に分かれ、事業内容を確認することができた。また、全体会開催前には、市役所各課正副事務局が、前年度の課題克服を含め綿密な引継ぎを行うことができた。</p> <p>6. 【成果・評価】 (同和问题を考える市民のつどい事業)</p> <p>○ 市民が正しく同和问题を理解する機会として「同和问题を考える市民のつどい」を開催をした。また、同和问题啓発強調月間中には市内商業施設等やJR3駅での街頭啓発、市内17箇所への横断幕を掲示した。</p> <p>7. 【成果・評価】 (「同和」教育研究大会事業)</p> <p>○ 12月の「いのち輝くまち☆こが」午後の部として、特別講座を設定したことで、同和问题を正しく理解する機会を提供することができた。</p> <p>講師 谷口 研二氏 (福岡県人権研究所事務長)</p> <p>演題 「啓発ビデオで考える～今、人権について考えるポイントとは～」</p> <p>8. 【成果・評価】 (次世代人権リーダー育成事業)</p> <p>○ 全国高校生集會に2名の高校生が参加、市独自の人権フィールドワークに4名の高校生が参加し、意見交流などとおして、人権問題の学習を深め、豊かな人権感覚を養う機会を提供することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 人権フィールドワークについて、多くの参加者を募るための内容や周知方法の工夫が必要である。</p> <p>9. 【成果・評価】 (人権教育・啓発情報発信事業)</p> <p>○ 「いのち輝くまち☆こが2019」において募集した、人権尊重作品(ポスター・標語・作文)等を展示し、人権意識高揚のための環境づくりに取り組んだ。</p> <p>【課題】</p> <p>● 7月の「同和问题啓発強調月間」及び12月の「人権尊重週間」に合わせた展示物等については、人権に関して関心をもってもらえるような工夫が必要である。</p> <p>● 市広報紙等を活用し、啓発効果が高まるような情報を発信していく必要がある。</p>
-------------	--

【2020(令和2)年度の事業計画】

方向性	<p>○ 同和问题啓発強調月間及び人権尊重週間については、その趣旨や目的を踏まえたうえで企画・運営等十分協議し、継続して取り組む。また、さまざまな人権教育・啓発事業に取り組むにあたっては、庁内各部署及び関係機関・団体等とのさらなる連携を図り充実させていく。</p> <p>○ これまでの人権・同和问题を解決するための啓発活動の成果や課題を検証し、今後の人権行政のあり方を検討するための基礎資料とするため、人権に関する市民意識調査を実施する。</p>
計画	<p>○ 7月には「同和问题を考える市民のつどい」、12月には「いのち輝くまち☆こが2020」を開催する。人権の花運動をはじめ市民の人権意識がさらに高まるよう、工夫を凝らした事業を企画・実施していく。</p>

部	担当課
保健福祉部	隣保館

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ ^ク
	7	1	2	1	人権教育・啓発事業	68
個別計画						
基本事業の概要	すべての市民の人権が守られるまちをめざし、人権問題・平和・異文化などを主軸に据えた学習の場を地域交流の中に設け、参加者の人権意識向上へつなげる。					
基本事業を構成する細事業	1 地域人権啓発事業					
	①じんけん平和教室 ②ひだまりパスポート ③ひだまり異文化講座					
	④よかよか広場 ⑤ひだまり館まつり					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	1. 地域人権啓発事業													
	① じんけん平和教室（6日間） 戦争や原爆の悲惨さを学び、平和や命の大切さなど人権について考える事業として、小学生を対象に実施した。 8月1日 開講式 学習の目的やスケジュールに関するオリエンテーション 8月2日 大刀洗平和資料館、頓田の森フィールドワーク 8月3日 大刀洗フィールドワークのまとめ学習 8月8日 長崎市フィールドワーク事前学習 8月9日 長崎市フィールドワーク。原爆投下時刻（11:02）、爆心地近くの浦上地域慰霊祭に参加。慰霊祭終了後地域代表者からの講話。山王神社及び原爆資料館を見学。 8月10日 長崎フィールドワークまとめ学習・閉講式													
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>34</td> <td>30</td> <td>24</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	34	30	24					
		平成29年度	平成30年度	平成31年度										
	参加者数	34	30	24										
② ひだまりパスポート（子ども向け異文化交流：5日間） ・市内小学校から参加者を募り、福岡国際交流センターを通じて紹介いただいた、外国籍の方や、長期海外滞在経験がある日本人等を講師に招き、その国の母国語・文化・歴史・食等をアクティビティ（遊び・衣装）などを交え学ぶ教室を開催した。														
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">参加者数</td> <td>1～3年生</td> <td>30</td> <td>47</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>4～6年生</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>27</td> </tr> </table>			平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	1～3年生	30	47	58	4～6年生	30	30	27
		平成29年度	平成30年度	平成31年度										
参加者数	1～3年生	30	47	58										
	4～6年生	30	30	27										
③ ひだまり異文化講座（高校生以上を対象とした異文化交流） ・国際交流センターを通じ、カンボジア、南アフリカ、パレスチナ自治区、中国、韓国の5名（うち日本人が3名）の講師で実施した。 ・市広報紙で、古賀市在住又は古賀市に通勤通学している高校生以上の方を対象に受講生を募り、他国の文化や歴史等について、人権の視点をふまえ学習した。 参加者16名（2週間に1回×全5回実施）														
④ よかよか広場（3集会所×各17回、全体会3回） ・隣保館及び2集会所で、音楽活動や物づくりをとおり、高齢者の介護予防を含めた交流を行った。介護予防等の健康づくりという点だけでなく、交流を通しての人権意識の高揚につながるよう実施した。参加者：82名（実人数）														

主な事業内容
(つづき)

- ⑤ ひだまり館まつり（地域交流会）開催
 - ・ 隣保事業に関する紹介や事業参加者による1年間の活動発表、作品展示。
 - ・ 「よかよか広場」音楽講師によるロビーコンサート。
 - ・ 消費生活センター相談員による詐欺被害防止のための啓発劇。
 - ・ 「スタンドアローン支援事業」の卒業生による食品ブース出店。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ひだまり館まつり参加者	120	120	104

事業の成果・評価・課題

① じんけん平和教室
【成果・評価】
○ 事前学習に絵本朗読を取り入れるなど、読み書きの習熟度にとらわれないような事業展開を心がけた。
【課題】
● 参加者が1年生から6年生と年齢差もあるため、事業内容の理解度に差が出てしまうことから、学年（年齢）にあった事業の進め方を検討する必要がある。

② ひだまりパスポート
【成果・評価】
○ 生活や文化の違いを知ることで、国際的人権感覚の高揚につながった。
○ 古賀市のALTの先生にも講師として関わってもらえたことで、参加した子どもたちも事業の雰囲気に入りやすい環境となった。国際交流センターの協力を得られたことで多くの国の文化の違いに触れることができた。
【課題】
● 講師が外国籍の方であったことから、人権啓発事業であるということを講師自身に伝える難しもあったため、事業の目的が子どもたちにしっかり伝わるよう、さらに工夫していく必要がある。

③ ひだまり異文化講座
【成果・評価】
○ さまざまな国の講師を招き、参加者からも活発に質問が出され、国際的人権感覚の高揚につながられた。
【課題】
● 30名の定員に対し、16名の参加であったため、応募者が増えるような効果的な周知方法等について検討する必要がある。

④ よかよか広場
【成果・評価】
○ 試験的に「健康マージャン」や「太極拳」を取り入れるなど、内容に工夫を凝らしたことで参加者の笑顔も増え、介護予防にもつながったと考える。
○ 隣保館及び各集会所周辺住民が自治会の枠を越えて交流することで人権意識の向上へつながっている。
【課題】
● 参加者が更に人権の大切さについて考えることができるような企画を検討していく必要がある。

⑤ ひだまり館まつり
【成果・評価】
○ 隣保館（隣保事業）の紹介を行うことで、隣保館設置目的や事業について知ってもらう機会を提供できた。
○ 文化教養向上事業としての各教室から一年間の取組の成果を発表したことで、日頃から隣保事業に関わる方たちの交流が活性化されるとともに、受講生にとっても今後の意欲喚起につながった。
○ スタンドアローン支援事業の卒業生も参加するなど、事業と事業をつなぐことができた。
【課題】
● 日頃から隣保館を利用していない市民が参加したくなるような「まつりのメニュー」の企画と併せ、効果的な市民周知の方法について検討する必要がある。

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 人権・同和問題の解決を主軸に据えた交流事業の中で、更なる人権意識の向上を図る。
計画	○ 地域交流、国際交流、じんけん平和教室を柱に実施する。 ○ 異文化教室（高校生以上対象）については、さらに国際的人権感覚が高揚するよう、古賀市に関りが深い講師を招くことができるよう関係課と連携し検討していく。 ○ 「ひだまり館まつり」については、参加者増につながる周知方法と企画内容の工夫を行う。

様式①

部	担当課
建設産業部	商工政策課

個別の人権問題	1・2・5・6				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへの取組
	7	1	2	1	人権教育・啓発事業	68
個別計画						
基本事業の概要	企業内人権・同和問題研修推進員会議の参加企業を対象に、研修会を開催するとともに、関係団体が開催する研修会及び啓発活動へ積極的に参加する。					
基本事業を構成する細事業	1 企業内同和問題教育事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 企業内同和問題教育事業（実績） 5月29日 企同推総会（出席者：22人） 7月5日 同和問題啓発強調月間街頭啓発 7月6日 第39回古賀市同和問題を考える市民のつどい 8月8日 全体研修「音楽で学ぶ人権・部落問題研修～人権の輝きをともに、さらに～」			
	8月全体研修	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	参加者数	14	19	17
	12月4日	人権尊重週間街頭啓発		
	12月8日	いのち輝くまち☆こが2019への参加		
	2月19日	全体研修「性的少数者の人権と企業の責任」		
	2月全体研修	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	参加者数	30	18	19
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 今年度は、古賀市の人権施策や性的少数者に対する企業の責任について研修を実施した。研修を通して職場や社会でいかに組織運営を行うべきかについて学ぶことができた。 ○ 年2回実施する全体研修のテーマを工夫することで、受講者の研修意欲を向上させることができ、人権意識の向上を図ることができた。 ○ 企業内人権・同和問題研修推進員会議の加入数を増やすため、未加入の企業へ直接説明に伺い、1企業新たに加入した。			
	【課題】 ● 今後も企業内人権・同和問題研修推進員会議への加入数の増加及び研修参加者の増加を図る必要がある。			

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ これまで同様に企業内の人権に対する理解を深める。
計画	○ 企業相互、関係機関や団体と連携を図りながら、さまざまな人権問題をテーマとした研修を計画的に実施していく。 ○ 企業内人権・同和問題研修推進員会議への加入数の増加及び研修参加者の増加に努める。

様式①

部	担当課 (R元)	(R2)
建設産業部	商工政策課	建設課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへのページ
	7	1	2	1	人権教育・啓発事業	68
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市内の建設業者・企同推加入業者・宅建業者・市職員を対象とした研修会の実施					
基本事業を構成する細事業	1 建設業者等「同和」問題研修会 ※ 本事業については、第4次古賀市総合振興計画に位置づけはないが、「同和」問題解決のための事業の趣旨を踏まえ、また「同和」問題を正しく理解するために始まった経緯がある。本市の建設産業部において、毎年所管課を交代しながら実施している研修事業である。					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】（担当課：商工政策課）

主な事業内容	<p>○ 市内に事業所を置く建設業の事業主や従業員等を対象に、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について正しい理解と認識を深めるため「建設業者等「同和」問題研修会」を実施した。</p> <p>日時 令和元年8月8日（木） 場所 リーパスプラザこが 多目的ホール 内容 演題 「音楽で学ぶ人権・部落問題研修 ～人権の輝きをともに、さらに～」 講師 山口 裕之氏（オカリナ演奏、マザーアース人権研究所主宰） （福岡県同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に係る啓発・研修講師団講師）</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者総数</td> <td>79</td> <td>73</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">（内訳）</td> <td>建設業者</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>企同推</td> <td>14</td> <td>19</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>宅建業者</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市職員</td> <td>33</td> <td>31</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者総数	79	73	58	（内訳）	建設業者	28	21	18	企同推	14	19	17	宅建業者	4	2	2	市職員	33	31
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																						
参加者総数	79	73	58																						
（内訳）	建設業者	28	21	18																					
	企同推	14	19	17																					
	宅建業者	4	2	2																					
	市職員	33	31	21																					
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 今年度は音楽(オカリナ)を使用した人権部落問題の学習を実施した。「難しい」と言う先入観を持つことなく、スムーズに学習できたと好評であった。</p> <p>○ 市の施策を交えた内容で研修を行ったことで、より身近に感じるものとなり、参加者の理解が得やすかった。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アンケートでは、本研修の構成を講演だけでなく、映画も交えてほしいと希望する参加者が一番多く、今後検討していく必要がある。 ● 例年参加率が減少しており、開催日や時間、場所等の見直しを検討する必要がある。 																								

【2020（令和2）年度の事業計画】（担当課：建設課）

方向性	○ 市内に事業所を置く建設業者等を対象に、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題について理解と認識を深めていく。
計画	○ 市内の建設業者・企同推加入業者・宅建業者・市職員等を対象とした、研修会を実施する。

様式①

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	10	人権課題	救済・啓発			
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへ [°] -ジ [°]
	7	1	2	10	性的マイノリティ支援事業	68
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ誰もがその人らしく人生を歩んでいけるよう支援を行う。					
基本事業を構成する細事業	2 人権意識の向上					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱制定。 ・ 令和2年4月1日施行 ○ 都市間相互利用 ・ 令和2年4月1日運用開始 「パートナーシップ宣誓制度」の利用者の利便性を図るため、古賀市、福岡市及び北九州市の3市間での宣誓情報の相互利用に関する協定を締結した。 ○ LGBTに関する研修 ・ 時期：11月期課長会 講師：椎太 信氏（GID Link代表） （福岡県同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に係る啓発・研修講師団講師） 対象：課長職以上の職員及びその他希望者（参加者数50名） ○ 医療機関、不動産業社への説明会 ・ 3月に予定していたが、新型コロナウイルスの感染、拡大防止のため延期
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 先進地の情報を収集するとともに、各附属機関等の意見を踏まえ要綱を制定することができた。 ○ 要綱の制定及び協定書を締結することにより、新聞・広報等で広く市民へ周知することができた。 ○ 当事者である講師の方の話しを聞くことができ、多様な性のことや性同一障害について、職員の理解が深まった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パートナーシップ宣誓制度の普及を図り、制度及び性的マイノリティに関する理解を深めるための周知、啓発を実施していく必要がある。

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 誰もが大切なパートナーと共にその人らしく人生を歩んでいけるよう性的マイノリティや事実婚の関係にある人々を支援することで、心豊かに生きる「自己実現」が可能な「いのち輝くまちづくり」の実現をめざす。
計画	○ 制度に関する理解を深めるため、市民参画によるハンドブック等の作成をするとともに、講演会や交流会を実施していく。

様式①

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	2				人権課題	啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	2	1	1	男女共同参画啓発事業	70
個別計画	第2次古賀市男女共同参画計画					
基本事業の概要	市民等を対象にさまざまな啓発活動を実施し、男女平等意識の向上を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 男女共同参画啓発事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 古賀市男女共同参画フォーラム 男女共同参画に関する講演や市民表彰等を行い、市民の意識向上を図り男女共同参画社会の実現に向け取り組んだ。（男女共同参画週間中に開催）												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>160</td> <td>150</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	160	150	120				
		平成29年度	平成30年度	平成31年度									
	参加者数	160	150	120									
	○ 講演会・セミナー 男女共同参画に関する講演会等を開催し、市民の意識向上を図った。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>162</td> <td>114</td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施回数	3	3	6	参加者数	162	114	244
		平成29年度	平成30年度	平成31年度									
	実施回数	3	3	6									
	参加者数	162	114	244									
	○ デートDV防止講座 若い世代の男女間で起こっている交際相手からの暴力を防止するため、市内の高等学校や大学で実施した。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>890</td> <td>863</td> <td>761</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施回数	2	2	2	参加者数	890	863	761	
	平成29年度	平成30年度	平成31年度										
実施回数	2	2	2										
参加者数	890	863	761										
○ まちづくり出前講座 市民の要望に応じ、市職員等を派遣し講座を開催した。 平成29年度からは、「男女で防災を考えよう！」をテーマに実施。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>70</td> <td>39</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施回数	4	2	0	参加者数	70	39	0	
	平成29年度	平成30年度	平成31年度										
実施回数	4	2	0										
参加者数	70	39	0										
○ 男女共同参画に関しての「標語（一行詩）」を募集した。 「標語（一行詩）」の最優秀賞5作品の表彰を行った。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募者数</td> <td>2,839</td> <td>2,856</td> <td>2,460</td> </tr> <tr> <td>応募作品数</td> <td>4,869</td> <td>4,902</td> <td>4,073</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	応募者数	2,839	2,856	2,460	応募作品数	4,869	4,902	4,073	
	平成29年度	平成30年度	平成31年度										
応募者数	2,839	2,856	2,460										
応募作品数	4,869	4,902	4,073										
○ 男女共同参画表彰「輝きKOGAびと」 団体・個人への表彰を行った。 団体賞：古賀市女性家起業サロンKoga-jo・あすなろ文庫 個人賞：2名													

事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ さまざまな関係機関や団体と連携し出前講座やセミナー等開催することにより、男女平等の意識の向上を図ることができた。 ○ 男女共同参画に関する講演のひとつとして、内閣府と共催で理工系分野に興味がある女子中高生を対象としたイベント開催をした。地元企業協力による実験・職業体験・交流会を通じ、理工分野に興味を持つ女子学生生徒が進路選択をする際の一助となった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後も継続して、男女共同参画意識を高めるための効果的な啓発活動を行っていく必要がある。
-------------	---

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 個人としてその能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、今後も継続しあらゆる機会を通して、啓発を行っていく。
計画	○ 関係機関や団体と緊密に連携しながら、出前講座やセミナー等を開催し男女共同参画意識の向上に努める。

様式①

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	2				人権課題	救済・啓発・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	2	2	1	男女共同参画推進事業	70
個別計画	第2次古賀市男女共同参画計画					
基本事業の概要	男女共同参画計画を効果的に推進する。					
基本事業を構成する細事業	1 男女共同参画リーダー育成事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 男女共同参画リーダー育成事業 男女平等参画社会の実現に向けた研修へ参加した。（市民）			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
	参加者数	1	1	1
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 研修後は関係団体の活動に継続参加をしてもらうほか、審議会等委員として参画してもらい、リーダー育成に繋がった。			
	【課題】 ● 引き続き、市広報紙等で市民への周知を実施していく。			

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 第2次古賀市男女共同参画後期実施計画を確実に推進し、男女共同参画社会の実現をめざす。 ○ 古賀市男女共同参画計画の改定に向け、市民の意識や実態を調査して現状を把握するためのアンケートを実施する。
計画	○ 市民ニーズを踏まえ男女共同参画に関する研修や講座を開催し、第2次古賀市男女共同参画後期実施計画を効果的に推進する。

様式①

部	担当課
保健福祉部	子育て支援課

個別の人権問題	2				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPへの進捗
	7	2	3	1	DV対策事業	70
個別計画	男女共同参画計画					
基本事業の概要	DVに悩む対象者の相談等に応じることにより、権利の擁護と人権を保障する。					
基本事業を構成する細事業	1 DV対策事業					
	2 母子生活支援施設入所管理事業					
	3 DV等相談事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	1. DV対策事業						
	○ DV相談者について、県保健福祉事務所等の関係機関と連携して適切な支援を行った。 相談者には情報提供を行い、最善策を一緒に検討した。						
		平成29年度	平成30年度	平成31年度			
	相談実人数	22	14	21			
				施設利用世帯数	4	4	0
事業の成果・評価・課題	2. 母子生活支援施設入所管理事業						
	○ DV相談者に対して、相談支援や情報提供を行ったが、最終的に母子生活支援施設への入所を希望されなかった。						
	3. DV等相談事業						
	○ 女性の電話相談窓口の一つとして、NPO法人福岡ジェンダー研究所に委託して「こが女性ホットライン」を設置し、DVなどに悩む女性を対象とした権利の擁護と人権の保障に関する相談に応じた。						
		平成29年度	平成30年度	平成31年度			
相談件数	711	890	787				

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ DV被害を受けた母子の福祉の増進を図るためには、重要な事業であり、今後も市民に対して事業の啓発を行う。					
計画	○ DV被害者が安全で安心して生活ができるように、相談業務を充実させると共に、県の一時保護を支援し、必要に応じて母子生活支援施設への入所につなげていく。					

様式①

部	担当課
市民部	人権センター

個別の人権問題	2				人権課題	救済・啓発・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MP ^ハ -ジ
	7	2	4	1	女性の活躍推進支援事業	71
個別計画	第2次古賀市男女共同参画計画					
基本事業の概要	女性の職業生活における活躍を推進していく。					
基本事業を構成する細事業	1 女性の活躍推進支援事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 女性活躍推進法の基本方針のひとつとして、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できる社会の実現が示されており、平成28年度から平成30年度には起業希望者を対象とした入門講座を開催した。平成30年度からは、フォローアップセミナーに注力して取り組んでいる。												
	・ 女性起業入門講座 起業に関心がある女性のための入門講座。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>参加者数（延）</td> <td>96</td> <td>60</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施回数	4	4	0	参加者数（延）	96	60	0
		平成29年度	平成30年度	平成31年度									
実施回数	4	4	0										
参加者数（延）	96	60	0										
・ 女性起業カフェフォローアップセミナー 女性起業入門講座受講生のフォローアップ講座。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>59</td> <td>26</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施回数	3	3	3	参加者数	59	26	41	
	平成29年度	平成30年度	平成31年度										
実施回数	3	3	3										
参加者数	59	26	41										
・ 再就職応援セミナー 就労を希望する女性のための講座。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	実施回数	0	1	1	参加者数	0	6	5	
	平成29年度	平成30年度	平成31年度										
実施回数	0	1	1										
参加者数	0	6	5										
事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ これまでに女性起業入門講座を受講した方々が自主的に女性起業家サロンKoga-jo（コガジョ）を組織し交流会等を行い、様々なイベントを開催しながら、起業をめざす方々の受け皿となっている。女性が自分らしくチャレンジできる環境づくりを推進した。</p> <p>○ 再就職セミナーでは、無料職業紹介所（商工政策課）と共催で就職経験のない女性や子育てや介護等で離職した女性に就職支援を図ることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 女性が就業生活で活躍できる支援としてセミナーの開催を引き続き実施していく。</p>												

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 第2次古賀市男女共同参画後期実施計画を確実に推進し、男女共同参画社会の実現をめざす。
計画	○ 女性の活躍推進を図るため、セミナーや再就職の支援を行い、第2次古賀市男女共同参画後期実施計画を効果的に推進する。

様式①

部	担当課
総務部	経営戦略課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	4	2	1	広報事業	74
個別計画						
基本事業の概要	すべての市民と古賀市の情報を必要とする人に対し、市の広報媒体や報道機関を通じて情報を発信することで、必要な人が必要な情報を正確かつ速やかに得られるようにすることで知る権利を保障する。					
基本事業を構成する細事業	1 広報紙発行事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 5月号から市広報誌である広報こがと行事カレンダーをリニューアルし、毎月20日に発行した。																								
	○ さまざまな人権にスポットをあてた記事を「ヒューマンライツ」と題して掲載した。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発行月</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>人権擁護委員・行政相談委員</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>本人通知制度</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>同和問題啓発強調月間</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>受け継がれてきた命</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>インターネットによる人権問題</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>差別は本当にもうないの？</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>STOP THE DV!</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>人権週間とじんけんカレンダー</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>トイレにやさしさを</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>中村哲さんを招いての人権講演会を開催して</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>性的マイノリティ</td> </tr> </tbody> </table>	発行月	テーマ	5月	人権擁護委員・行政相談委員	6月	本人通知制度	7月	同和問題啓発強調月間	8月	受け継がれてきた命	9月	インターネットによる人権問題	10月	差別は本当にもうないの？	11月	STOP THE DV!	12月	人権週間とじんけんカレンダー	1月	トイレにやさしさを	2月	中村哲さんを招いての人権講演会を開催して	3月	性的マイノリティ
	発行月	テーマ																							
	5月	人権擁護委員・行政相談委員																							
	6月	本人通知制度																							
	7月	同和問題啓発強調月間																							
	8月	受け継がれてきた命																							
	9月	インターネットによる人権問題																							
	10月	差別は本当にもうないの？																							
11月	STOP THE DV!																								
12月	人権週間とじんけんカレンダー																								
1月	トイレにやさしさを																								
2月	中村哲さんを招いての人権講演会を開催して																								
3月	性的マイノリティ																								
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】																								
	○ 「広報こが」では、年11回「ヒューマンライツ」シリーズとしてさまざまな人権問題の啓発記事を掲載したことで、市民の人権意識向上に寄与できた。昨年度から人権センターと連携し、掲載担当課を割り当てたことで、職員の意識向上にもつながった。																								
	○ 行事予定表で掲載していた古賀市人権尊重推進委員会から選考された人権標語は広報こがへ移動し、継続して啓発することができた。																								
事業の成果・評価・課題	【課題】																								
	● 「ヒューマンライツ」シリーズの掲載内容について、啓発効果が高まるよう人権センターを中心に部局間の連携をさらに深めていく必要がある。																								

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 人権問題をテーマとし、幅広い分野の「ヒューマンライツ」を計画的に掲載する。
計画	○ 人権センター及び各担当課と連携を取りながら、広報こがにおいてヒューマンライツを含む人権啓発記事を年11回を目標に掲載する。

様式①

部	担当課
総務部	経営戦略課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	4	2	2	広聴事業	74
個別計画						
基本事業の概要	市民からの市政に関することをはじめ、日常生活上の相談・苦情・要望等を受付、市民が抱える諸問題の解決を図る。					
基本事業を構成する細事業	1 広聴事業					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ なんでもきくコーナー相談（窓口対面、電話）								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>167</td> <td>179</td> <td>101</td> </tr> </table> <p>※5分以上の窓口・電話対応を集計</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	相談件数	167	179	101
		平成29年度	平成30年度	平成31年度					
	相談件数	167	179	101					
○ 市民からの相談（目安箱・メール・手紙）									
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>50</td> <td>148</td> <td>143</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	相談件数	50	148	143	
	平成29年度	平成30年度	平成31年度						
相談件数	50	148	143						
事業の成果・評価・課題	○ 無料法律相談の紹介（紹介状交付件数243件・古賀市隣保館での交付件数を含む）								
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>178</td> <td>185</td> <td>199</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	相談件数	178	185	199
		平成29年度	平成30年度	平成31年度					
	相談件数	178	185	199					
<p>【成果・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎内になんでもきくコーナーを設け、窓口や電話で市民からのさまざまな相談に応じ、問題等の解決につなげることができた。 ○ 市民からの手紙やメールに対しては、関係する所管につなぎ、個別に回答することで、問題等の解決につなげることができた。 ○ 無料法律相談の紹介状を交付することで市民の利便性向上を図ることができた。以上のようなサービス提供により市民が抱える問題の解消の一助となった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● メールによる相談件数の増加に対する対応。 ● 生活困窮や相続問題など、高齢化に伴う相談が増えている。また、要因が複合する複雑な相談も多いことから関係課が横断的に連携し対応する必要がある。 									

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ なんでもきくコーナーには、市退職者3人(再任用職員と会計年度任用職員)を配置し、豊富な経験と知識を生かし、関係課と連携しながら多岐にわたる市民からの相談に対応していく。
計画	○ 本事業は、人権施策基本指針に基づくさまざまな人権問題等の解決につながることから、継続実施していく。

部	担当課
総務部	人事秘書課

個別の人権問題	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	5	2	9	人材育成事務	76
個別計画	古賀市人材育成基本方針					
基本事業の概要	人材育成基本方針に基づき「期待される職員」を育成するため、PDCAサイクルの手法を取り入れたOJTを中心とする職員研修制度や職務遂行上の業績、意識姿勢、能力を評価する人事評価制度などの実施により、職員のモチベーションと資質の向上を図ることで、市民の福祉の向上につなげる施策を遂行する。					
基本事業を構成する細事業	1 職員研修管理事務					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 職員の人権意識の高揚を図るため、各種研修を実施した。															
	・ 人権問題研修（任期付、嘱託、臨時職員含む）															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>前期参加者数</td> <td>397</td> <td>406</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>後期参加者数</td> <td>390</td> <td>394</td> <td>430</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	前期参加者数	397	406	437	後期参加者数	390	394	430			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度												
	前期参加者数	397	406	437												
	後期参加者数	390	394	430												
	・ 人権問題研修（新規採用職員・前年度未受講者）															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>17</td> <td>26</td> <td>29</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	17	26	29							
		平成29年度	平成30年度	平成31年度												
	参加者数	17	26	29												
・ 人権問題派遣研修																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>74</td> <td>61</td> <td>25</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	74	61	25								
	平成29年度	平成30年度	平成31年度													
参加者数	74	61	25													
・ 人権尊重推進委員会第3部会研修																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	16	18	0								
	平成29年度	平成30年度	平成31年度													
参加者数	16	18	0													
・ 市町村職員研修所新規採用職員研修																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>前期参加者数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>後期参加者数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	前期参加者数	5	10	13	後期参加者数	5	10	12				
	平成29年度	平成30年度	平成31年度													
前期参加者数	5	10	13													
後期参加者数	5	10	12													
・ 市町村職員研修所第1部研修																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>一般職員研修※</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>新任係長研修</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>新任課長研修</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	一般職員研修※	8	10	11	新任係長研修	5	7	9	新任課長研修	5	4	3
	平成29年度	平成30年度	平成31年度													
一般職員研修※	8	10	11													
新任係長研修	5	7	9													
新任課長研修	5	4	3													
※ 一般職員研修は、平成28年度まで第1部研修、第2部研修として計上していたもの。（平成29年度から第1部研修、第2部研修が統合された。）																
・ 認知症サポーター研修																
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> </table>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	参加者数	16	22	22								
	平成29年度	平成30年度	平成31年度													
参加者数	16	22	22													

事業の成果・評価・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 前期人権問題研修は、平成30年度に作成した古賀市職員同和問題研修テキストを使用して、同和問題の解決をテーマに、後期では、「身近な生活を通して差別意識を考えましょう」を共通テーマに、各職場ごとに討議形式による研修を実施したことで、職員の人権意識向上が図れた。</p> <p>【課題】</p> <p>● 職員の人権意識の高揚とあわせ、職員が人権問題解決に向け先導的な役割を果たせるよう、職員人権研修企画推進委員会において効果的な研修に向けた企画内容の検討、点検を行い、さらなる職員の資質の向上を図る必要がある。</p>
-------------	---

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	<p>○ 職員は、指針の基本理念を踏まえつつ、更に人権感覚を養い、人権尊重の視点をもって仕事に取り組む姿勢が求められていることや、「市民意識調査」により示された課題に対して、解決に向けた取組を行ううえで職員研修が重要であることを踏まえ、職員人権問題研修事業にあつては、職員人権研修企画推進委員会において研修の体系や業務の視点から研修計画を点検し、推進していく。</p>
計画	<p>○ 職員人権研修企画推進委員会において、職員の人権意識の高揚に結びつくよう研修計画を立てていく。</p>

様式①

部	担当課
市民部	市民国保課

個別の人権問題	1・2・3・4・6				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業	基本事業名	第4次MPページ
	7	5	11	14	住民情報管理事務	76
個別計画						
基本事業の概要	住民基本台帳事務、印鑑登録事務、戸籍事務、諸証明関係事務を適正に行う。					
基本事業を構成する細事業	1 住民基本台帳管理事務					

【2019（平成31・令和元）年度に実施した事業】

主な事業内容	<p>○ 事前に登録した人の住民票の写し等を第三者に交付した場合、及び事前登録の有無にかかわらず不正取得の事実が明らかになった場合に、本人へ通知する制度を継続実施した。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>178</td> <td>180</td> <td>213</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 本人通知制度の事前登録は3年ごとの更新手続きが必要であったが、市民の利便性向上と登録者数の増加を図るため、再登録していただく期限を廃止した。（平成31年4月1日施行）</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	登録者数	178	180
	平成29年度	平成30年度	平成31年度					
登録者数	178	180	213					
事業の成果・課題	<p>【成果・評価】</p> <p>○ 本人通知制度があることにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止につながっている。</p> <p>【課題】</p> <p>● 本人通知制度の継続した周知が必要である。</p>							

【2020（令和2）年度の事業計画】

方向性	○ 本人通知制度を継続して実施する。
計画	○ 本人通知制度をより多くの市民に知ってもらうため、市広報紙及び市公式ホームページへの掲載、出前講座の実施等を行う。

2020（令和2）年度 第4次古賀市総合振興計画に基づく政策体系図

目 標	基 本 策	施 策	基 本 事 業
			1 活気とにぎわいあふれるまちづくり
			1 農林業の振興
			3 農業者・団体の育成・支援
			2 農業者育成事業
			2 自然を大切に環境にやさしいまちづくり
			1 環境の保全
			2 身近な環境の保全・美化
			3 し尿処理事業
			3 ころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり
			1 学校教育の充実
			1 学力・体力の向上
			2 外国語教育促進事業
			3 小学校学力向上事業
			4 中学校学力向上事業
			2 学習環境の充実
			4 児童生徒安全確保事業
			5 児童生徒生活環境改善事業
			6 不登校児童生徒学校生活適応支援事業
			7 小学校運営管理事務
			8 中学校運営管理事務
			11 小学校心の相談事業
			12 中学校心の相談事業
			15 小学校学習環境づくり支援事業
			16 中学校学習環境づくり支援事業
			19 進学支援事業
			6 特別支援教育の推進
			1 特別支援教育事業
			2 社会教育の振興
			1 社会教育環境の充実
			1 社会教育推進事業
			3 家庭や地域の教育力向上
			1 家庭・地域教育支援事業
			3 青少年の健全育成
			1 青少年問題対策の強化
			2 青少年健全育成啓発事業

2020（令和2）年度 第4次古賀市総合振興計画に基づく政策体系図

目 基 標	政 策	施 策	基 本 事 業
			3 ころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり
			3 青少年の健全育成
			1 青少年問題対策の強化
			6 子ども居場所づくり事業
			8 青少年相談事業
			9 青少年活動支援事業
			10 青少年活動推進事業
			5 安全で安心して暮らせるまちづくり
			3 交通安全の推進
			2 交通安全施設の充実
			1 交通安全施設整備事業
			6 すこやかで元気あふれるまちづくり
			3 保健・医療の充実
			1 母子保健の推進
			1 妊娠期保健事業
			4 子育て支援の充実
			1 子育て環境の充実
			1 子ども発達支援事業
			2 子育て支援事業
			4 乳幼児親子交流推進事業
			6 子育て家庭訪問事業
			8 育児力向上事業
			2 幼児教育・保育サービスの充実
			1 保育所地域活動推進事業
			3 生活支援・経済的支援の充実
			1 ひとり親家庭等自立支援事業
			4 児童虐待防止の強化
			1 児童権利擁護事業
			5 高齢者福祉の推進
			1 介護予防と自立した日常生活の支援
			4 高齢者社会参画支援事業
			2 地域における生活支援の推進
			1 高齢者包括支援事業
			3 高齢者在宅生活支援事業
			6 障がい者福祉の推進
			1 生活支援の推進
			3 障害者相談支援事業

2020（令和2）年度 第4次古賀市総合振興計画に基づく政策体系図

目 基 標 本	政 策	施 策	基 本 事 業
6 すこやかで元気あふれるまちづくり			
6 障がい者福祉の推進			
2 社会参加の支援			
3 障害者社会参加支援事業			
7 生活支援の充実			
1 生活トラブル防止・解決の支援			
1 生活相談事業			
2 就労の支援			
1 就労支援事業			
2 学童保育所保育事業			
3 自立支援の推進			
2 生活困窮者自立支援事業			
4 自殺予防の推進			
1 心の健康づくり啓発事業			
7 互いに認めあいみんなでつくるまちづくり			
1 人権のまちづくりの推進			
1 人権のまちづくり環境の充実			
2 人権団体活動支援事業			
5 隣保事業推進事業			
7 人権相談事業			
2 人権意識の向上			
1 人権教育・啓発事業			
10 性的マイノリティ支援事業			
2 男女共同参画社会の確立			
1 男女共同参画意識の向上			
1 男女共同参画啓発事業			
2 男女共同参画推進環境の充実			
1 男女共同参画推進事業			
3 配偶者等からの暴力根絶			
1 DV対策事業			
4 女性の活躍推進			
1 女性の活躍推進支援事業			
4 開かれた市政の推進			
2 広報・広聴の充実			
1 広報事業			
2 広聴事業			
5 適正な行財政運営の推進			
2 行政機能の向上			
9 人材育成事務			
11 行政事務の管理			
14 住民情報管理事務			

9 參考資料

答 申 書

2020（令和2）年9月29日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市人権施策審議会
会 長 渡 信 人

令和2年7月28日付2古人セ第159号で諮問のありました「古賀市人権施策基本指針に基づく令和2年度実施計画（案）」について、慎重に審議した結果、下記の4項目に関し、審議会の意見を付して答申します。

今回の審議においては、昨年末に発生した新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）に関する質疑が大半を占め、同感染症によって引き起こされた新たな人権問題に審議が集中しました。それらの被害者に対する救済や市民向けの啓発についても、本市が人権問題に対処してきた実績を基軸に、新たな課題を見据えながら、市民と職員が連携し、さまざまな知恵とつながりを駆使しながら対処していく必要があります。

なお、審議の過程では、下記の4項目以外にも多くの意見が出されていますが、それらの意見についても、「社会情勢がめまぐるしく変化する中で、古賀市が取り組むすべての施策は、市民と連携、共働の視点を持つ、職員の確かな人権意識と更に磨かれた感性によって創造され、実践されなければならない。」ということに集約されます。このことを基底に据え、検討され取り組まれる施策は、必ずや実りある結果を生み出し、そのことが市民にとっての満足感や幸福感の向上につながり、職員にとっても達成感を実感することができるという好循環をもたらすものと確信いたします。

貴職におかれましては、本計画を速やかに決定の上、総合的かつ計画的な人権行政を着実に遂行され、「いのち輝くまちづくり」の実現に向け、努力されることを期待します。

記

- 一、 昨年末に発生した新型コロナの世界的流行により、市民生活は一変している。新たな生活様式を取り入れながら、今後本市に必要な人権施策を全庁的に十分議論し、具体的に展開する方法を検討されたい。
- 二、 新型コロナの感染拡大により、経済活動が縮退することで市民に雇用不安を引き起こし、さらには学習や文化教養の機会などの活動の場を奪うなど、市民生活に重大な影響を及ぼしている。特に災害下での不安とその後の生活環境等が改善、回復しないなどの理由で、市民が生活困窮に追い込まれる事態も今後予想されることから、具体的な対策を講じられたい。
- 三、 新型コロナにより、学校現場に急速に導入されたネット（オンライン）授業であるが、単なる学力保障にとどまらず、人と人との「出会い」、新たな知識への「つながり」を追求し、児童生徒の「生きる力」を育てる手段として、更に洗練したシステム構築・運用をめざしていただきたい。
- 四、 ここ数年、度々発生している豪雨災害は、地球上のあらゆる場所に甚大な被害を及ぼす結果となっている。特に留意したいのは、被害状況が貧困と差別にあえぐ弱者に集中して現れやすいことである。被災した市民への速やかな生活支援策は重要であり、災害時における社会的弱者の視点に立った施策の立案を全庁横断的に取り組まれたい。

以 上

古賀市人権施策審議会 委員名簿

審議会役職・五十音順

氏 名	現所属・経歴等
わたりのぶと 渡 信人	古賀市人権施策審議会会長 社会福祉協議会会長
はらだひろはる 原田 博治	古賀市人権施策審議会副会長 公益社団法人 福岡県人権研究所所長 元西日本新聞社記者
いわきかずよ 岩城 和代	弁護士
かやぬまみか 萱沼 美香	九州産業大学経済学部 経済学科 教授
なおえようこ 直江 葉子	元教師 書道教室経営 星の子文庫
はらぐちかずお 原口 一夫	福岡県人権・同和教育研究協議会副会長 元古賀市立小学校校長
やましたひでかず 山下 秀和	元福岡県人権・同和教育研究協議会会長 元古賀市立小学校校長 社会福祉センター千鳥苑所長

古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画

2020年度（令和2年度）

第1版 2020（令和2）年9月29日

発行 古賀市市民部人権センター

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1番1号

直通電話 092（942）1128

FAX 092（942）1286

Eメール jinken@city.koga.city.fukuoka.jp